

森林と金融

「森林と金融」方針評価方法論

ヤン・ウィレム・ファン・ゲルダー

2021年5月19日

はじめに

本書では、熱帯地域（東南アジア、中央アフリカ、南アメリカ）の森林リスク産品セクターへの金融機関による投融資に関する方針を「森林と金融連盟」（FFC）が評価する際に用いる「森林と金融」方針評価方法論について説明する。この「森林と金融」方針評価方法論は、東南アジアの森林リスク産品セクターに投融資を行っている主要 35 金融機関を 2018 年に FFC が評価する際に使用した方法論の更新版である。¹

第 1 章では「森林と金融」方針評価方法論の概要を説明し、第 2 章では環境、社会、ガバナンスという 3 つの基準について詳しく説明する。

1 「森林と金融」方針評価方法論の概要

1.1 目的

「森林と金融」方針評価方法論の目的は、熱帯地域（東南アジア、中央アフリカ、南アメリカ）の森林リスク産品セクターへの金融機関による投融資に関する方針の質と強固性を評価することにある。森林破壊やそれに付随する環境、社会、ガバナンスの問題への関与や影響を避けるため、金融機関は、国際的な合意やベストプラクティスに基づいた明確な投融資基準を設定した厳格な方針を立て、実施する必要がある。

「森林と金融」方針評価方法論の目的は、熱帯地域の森林リスク産品セクターへの投融資に関与している銀行や投資家が前記のような方針を定めているかどうかを評価することにある。評価スコアは「森林と金融」のウェブサイトで公開され、毎年更新される。これにより、金融機関は他の金融機関との比較が可能となり、また NGO、メディア、規制当局、その他の利害関係者は、森林破壊リスクや関連する環境・社会・ガバナンス（ESG）問題に対する金融機関別対処状況を確認することができる。

¹ 「森林と金融」金融機関の方針評価まとめ(2018年): <https://forestsandfinance.org/wp-content/uploads/2021/01/金融機関の方針評価まとめ-2018年.pdf>

この方法論は、金融機関の方針の内容に焦点を合わせている。評価対象の金融機関が日常業務で森林リスク製品セクターに関連するあらゆる投融資の決定に対して方針を厳格かつ一貫して適用しているかどうかを、体系的かつ包括的に評価することを目的としたものではない。FFCは、両者がコインの裏表のように共に重要であること、すなわち、強固な方針がなければ金融機関は森林破壊や関連するESGリスクに体系的に対処することができないが、その一方で強固な方針といえども厳格に実施されなければ何の役にも立たないことを認識している。金融機関による方針の実践状況を評価するため、FFCは金融機関の投融資実績を1件ごとに個別で取り上げた公開レポートを定期的に発行していく。すなわち、これらの公開レポートは、「森林と金融」方針評価方法論を用いた方針評価を補完するものとなる。

1.2 評価基準

「森林と金融」方針評価方法論に用いられている評価基準は、森林リスク製品に関する主にILOやUNEPなどの国連関連機関に由来する国際的な協定や条約、および世界の実業界や金融部門のベストプラクティスを参考にし、フェア・ファイナンス・インターナショナルが発表しているフェア・ファイナンス・ガイド(FFG)方法論の考え方を踏襲している。²この「森林と金融」方針評価方法論では、背景や正当化の根拠など、FFG方法論の項目から選択抜粋した項目にその他の項目をいくつか加えて使用している。

「森林と金融」方針評価方法論は、特に森林リスク製品セクターに焦点を当てている点がFFG方法論と異なり、従って基準のグループ分けと採点モデルもFFG方法論とは異なったものとなっている。採点モデルについては第1章3項で論じる。

森林と金融連盟(FFC)は全35項目の基準を選定し、その基準を、金融部門で広く使われている用語を基にグループ分けした。金融部門では、持続可能性の問題は環境・社会・ガバナンスリスク(ESGリスク)と称されることが多いため、「森林と金融」方針評価方法論でも、関連する基準を「環境」基準(第2章2項)、「社会」基準(第2章3項)、「ガバナンス」基準(第2章4項)の3つのカテゴリーに分けている。

表1は「森林と金融」方針評価方法論で選択した基準を3つのカテゴリー別にまとめたものである。基準の詳細については後述の第2章を参照されたい。

表1：カテゴリー別「森林と金融」方針評価基準

番号	カテゴリー	基準
1	環境	企業やそのサプライヤーは、森林破壊ゼロ、天然林や生態系の転換ゼロを明言しなければならない
2		企業やそのサプライヤーは、湿地や泥炭地の排水を行ったり、劣化させたりしてはならない
3		企業やそのサプライヤーは、高炭素貯留(HCS)熱帯林地域を転換したり、劣化させたりしてはならない
4		企業やそのサプライヤーは、保護地域で事業を行ってはならず、負の影響を与えてもならない
5		企業やそのサプライヤーは、自社の管理下にある保護価値の高い(HCV)地域を特定し、保護しなければならない
6		企業やそのサプライヤーは、開墾に火を使用してはならず、また消火しなければならない

² Van Gelder, J.W. and L. van Loenen (2020, February), "Fair Finance Guide International Methodology 2020", Amsterdam, The Netherlands: Profundo, online: <https://fairfinanceguide.org/media/495987/2019-075-ffgi-policy-assessment-2019-methodology-200213-edit-200709.pdf>

7		企業やそのサプライヤーは、地下水位や水質への影響を最小限に抑えなければならない
8		企業やそのサプライヤーは、絶滅危惧種の採取や取引をしてはならず、また絶滅危惧種の生息地を保護しなければならない
9		企業やそのサプライヤーは、遺伝子組み換え種や侵略的外来種を使用したり、環境に持ち込んだりしてはならない
10		企業やそのサプライヤーは、農薬の使用を最小限にするか、または排除しなければならない。
11	社会	企業やそのサプライヤーは、計画された事業によって先住民族が影響を受ける恐れがある場合には、先住民族の FPIC（自由意思による、事前の、十分な情報に基づいた同意）を与える、または与えない権利を尊重しなければならない
12		企業やそのサプライヤーは、慣習地の権利を持つコミュニティが計画された事業による影響を受ける恐れがある場合、影響を受ける全てのコミュニティの FPIC(自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意)を与える、または与えない権利を尊重しなければならない
13		企業やそのサプライヤーは、人権デューデリジェンス（相当の注意による適正評価）のプロセスとモニタリングシステムを確立しなければならない
14		企業やそのサプライヤーは、自社の事業活動によって影響を受ける健康の権利や適切な生活水準の権利を含むコミュニティのより広範な社会的、経済的、文化的権利を尊重しなければならない
15		企業やそのサプライヤーは、オープンで透明性のある協議プロセスによって苦情や紛争を解決しなければならない。
16		企業やそのサプライヤーは、土地・環境・人権擁護活動家への暴力や犯罪化に対するゼロ・トレランス(絶対に許さない姿勢)を維持しなければならない
17		企業やそのサプライヤーは、強制労働や児童労働に関与してはならない
18		企業やそのサプライヤーは、結社の自由、団体交渉の自由、差別からの自由の権利を守らなければならない
19		企業やそのサプライヤーは、少なくとも生活賃金を支払わなければならない
20		企業やそのサプライヤーは、労働者の安全と健康を守らなければならない
21		企業やそのサプライヤーは、ジェンダーに基づくあらゆる形態の差別や暴力に対してジェンダーに配慮したゼロ・トレランスの方針を整備しなければならない
22	ガバナンス	金融機関のガバナンス構造に持続可能な統合的目標が組み込まれている
23		金融機関の森林リスクに関する方針の導入・実施に係る行動に透明性がある
24		金融機関は森林リスクに関する方針を企業グループ全体に適用している
25		金融機関の森林リスク産品セクターへの投融資に透明性がある
26		金融機関は、森林関連の温室効果ガス排出量や森林フットプリントなど、森林関連の影響を開示している
27		金融機関と森林リスク産品セクター企業との取引に透明性がある
28		金融機関は、森林リスク産品セクター企業への投融資に関する透明かつ実効的な苦情処理メカニズムを整備している
29		企業やそのサプライヤーは、その事業と産品の合法性を証明するもの、特に土地取得と土地運営に関するあらゆる現行法規に準拠していることを証明するものを提出しなければならない
30		企業やそのサプライヤーは、サプライチェーンの透明性とトレーサビリティを確保しなければならない
31		企業やそのサプライヤーは、自社の管理下にある全ての事業管理地や農場の位置を示した地図を公表しなければならない
32		企業やそのサプライヤーは、新規事業を開始したり、事業を拡大する場合は社会・環境影響評価を公表しなければならない
33		企業やそのサプライヤーは、汚職、贈収賄、金融犯罪に関与してはならない

34	企業やそのサプライヤーは、事業を展開している国の税法規の文言と精神を遵守しなければならない
35	企業やそのサプライヤーは、グループ構造と国別データを公表しなければならない

1.3 採点モデル

各金融機関の方針文書と持続可能性報告書などの関連発行物を調査し、表 1 の基準を満たす内容を明示しているかどうかを評価し、*環境 (E)*、*社会 (S)*、*ガバナンス (G)* の各項目について 0 点、85 点、100 点のいずれかの点数を付ける。「森林と金融」方針評価方法論の ESG 項目の採点ガイドラインの概要は以下の通り。

- **0 点:**金融機関は基準を満たす内容を明示していない
- **85 点:**金融機関はサプライヤーには基準を適用しないという主な理由で基準の一部のみを守っている
- **100 点:**金融機関は、基準を守ることが疑いの余地なく明示し、企業やサプライヤーにその基準を適用している

各 ESG 基準のより具体的な採点ガイドラインについては第 2 章に明記する。全ての基準を評価し終えた後に、各金融機関のスコアを合算する。

1.4 重み係数とスコアの標準化

1.4.1 金融サービスの重み係数

投融資形態は金融機関によって異なり、場合によっては適用される方針が異なることもありえる。そこで、金融機関の森林リスク方針は、その金融機関が森林リスク産品セクターで展開しているあらゆる種類の投融資活動を対象としていることが重要になる。資金提供には、あらゆる形態の信用供与、コーポレート・ファイナンス、プロジェクト・ファイナンス、貿易金融、引受が含まれる。投資には、自己勘定の資産運用と顧客企業勘定の資産運用が含まれる。

金融機関の方針の対象範囲は、表 1 に記載されている全ての個別基準の採点に影響を与えるが、これについては重み係数を用いて対処する。すなわち、金融機関のある特定の基準のスコアに「森林と金融」のデータベースに入っている当該金融機関の融資・引受と投資の比率による重み係数を乗ずる。例えば、ある金融機関について「森林と金融」のデータベースに掲載されている投融資全体のうち、60%が融資・信用供与で構成されており、その金融機関の方針の一つが貸付のみを対象としている場合、重み係数 60%が当該方針に適用される。もし当該金融機関が投資に関して別の方針を有する場合、当該方針には重み係数 40%が適用される。特定の基準が両方針を対象としている場合は当該基準に対する両方針のスコアは、まずそれぞれの重み係数を乗じた後の和とする。これにより重み係数を適用した後のそれぞれの基準のスコアの最大値は 100 となる。

1.4.2 スコアの標準化

各基準ごとのスコアを合算したものが産品別の合計スコアとなる。これらに金融サービスの重み係数を掛け合わせたものが銀行、もしくは投資家全体の合計スコアとなる。しかし、特定の金融機関には該当しないと判断される項目もあり、項目の数は金融機関によって必ずしも同じとは限らないため、合計スコアを金融機関同士で直接比較することはできない。こうした事情から、金融機関のスコアを、その金融機関が(それぞれの該当基準の最大値を 100 点とし)達成し得る最高スコアで除し、次に 10 を乗じることで各金融機関のスコアを 0~10 に標準化する。

1.5 製品別スコアと総合スコア

銀行や投資家が、1つまたは2つの森林リスク製品については（適切な）方針を定めているが、それ以外の森林リスク製品については方針を定めていないという場合もあるだろう。その一方で、森林リスク製品全てに適用される方針を定めている金融機関もあるだろう。この対象範囲の違いに対応するため、「森林と金融」のデータベースに入っている以下の主要森林リスク製品を対象とする方針について個別に各銀行と投資家の採点を行う。

- 牛肉
- パーム油
- 紙パルプ
- ゴム
- 大豆
- 木材

各金融機関の評価は、「森林と金融」のデータベースに投融資の記載がある製品についてのみ行う。このようにして、最大6つの製品の0から10までのスコア、そして銀行や投資家に関連する製品スコアを組み合わせた総合スコア（同スケール）を算出する。

銀行や投資家の方針が森林リスク製品全てを対象として一本化されている場合、製品スコアの合計と総合スコアは同じになる。

金融機関が森林リスク製品別の方針を定めている場合、方針は個別に評価する。この場合、評価の数は（最大6の）製品スコアの数となる。これらの製品スコアに金融機関の投融資額の合計に各製品事業が占める割合を算出し、荷重計算の上、合計した数字を総合スコアとする。この内訳は、「森林と金融」の金融データベースから取得する。

2 評価基準の背景

2.1 「環境」の基準

環境問題に対する金融機関の対応状況を評価するために「森林と金融」方針評価方法論に用いられている基準は以下の10項目である。

1. 企業やそのサプライヤーは、森林破壊ゼロ、天然林や生態系の転換ゼロを約束しなければならない

- 詳細

金融機関は、天然林などの自然の生態系を劣化させる活動や、転換する活動を行わないことを投融資先企業に義務付けること。この要件は、企業の子会社や直接・間接のサプライヤーにも適用する必要がある。信頼性の高い基準日を記載するか、基準日を全く記載しないこと。

これは、保護地域の生物多様性を保存するシステムや、その他の方法での生態系の保護を確保するシステムを構築することを各加盟国に求めている国連の生物の多様性に関する条約（生物多様性条約・CBD）（1992年）に沿ったものである。世界のほぼ全ての国がこの条約に署名している。³また、国連生物多様性条約は、全ての署名国に海洋域の生物多様性の保護・保存を義務づけている海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約・UNCLOS）（1982年）⁴、および湿地の保護と適切な管理を義務づけるラムサール条約⁵で補完されている。

国連の持続可能な開発目標（SDGs）の一つ、目標15：陸の豊かさを守ろうでは、「陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る」ことを求めている。⁶国際金融公社（IFC）のパフォーマンス基準6：生物多様性の保全と持続可能な自然資源管理では、生物多様性の価値が高い地域では、自然生息地や絶滅危惧種や固有種への影響を含め、負の影響を避けるために企業がどのように事業を展開しなければならないかが定められている。⁷

この点で（セクター別の）基準日は重要である。すなわち「この日を境に特定の生産地における森林破壊または森林転換が、森林減少ゼロまたは転換ゼロの公約に対する違反行為となる」からである。すなわち、企業には自ら森林の破壊や転換に関与しないことが求められるだけでなく、基準日以降に（他者によって）森林の破壊や転換が行われた地域で活動を行わないことが求められている。金融機関は、その方針の中で、信頼性の高い基準日を規定するか、基準日を全く規定しないようにすべきである。（森林破壊ゼロの場合）既存のセクター別の基準日と一致し、それが2020年より前であり、（転換ゼロの場合）可能な限り早期で、公約した日より前の日付であれば、基準日の信頼性は高いということになる。⁸

- 採点

0点：自然生態系の保護に関する方針を定めていない。

8.5点：企業に対し自然生態系の転換や劣化に寄与しないことを義務付ける方針を定めているが、（劣化が軽微な場合、直接・間接のサプライヤーの場合など）例外が設けられているまたは信じ難い基準日を設定している。

10点：（信頼性のある基準日以降、または基準日なしで）自然生態系の転換や劣化に寄与しないことを企業やその直接・間接のサプライヤーにはっきりと義務づける方針を定めている、または、この要件が盛り込まれた国際基準の遵守を義務付けている。

³ Convention on Biological Diversity (n.d.), “The Convention - List of Parties”, online: www.cbd.int/information/parties.shtml, viewed in July 2020.

⁴ United Nations (1982), “United Nations Convention on the Law of the Sea”, online: https://www.un.org/Depts/los/convention_agreements/texts/unclos/unclos_e.pdf, viewed in July 2020.

⁵ Ramsar Convention on Wetlands (n.d), “Home”, online: <https://www.ramsar.org/>, viewed in July 2020.

⁶ United Nations (n.d.), “15 - Life on Land”, online: <https://www.globalgoals.org/15-life-on-land>, Viewed in July 2020.

⁷ International Finance Corporation (2012), “Performance Standard 6 - Biodiversity Conservation and Sustainable Management of Living Natural Resources”, online: https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/topics_ext_content/ifc_external_corporate_site/sustainability-at-ifc/policies-standards/performance-standards/ps6, Viewed in July 2020.

⁸ CDP and Accountability Framework initiative (2020, November), “Disclosure for a deforestation-free supply chain: An Accountability Framework baseline for 2020 and beyond”, p. 13, online: https://s30882.pcdn.co/wp-content/uploads/2020/11/Disclosure_For_Deforestation_Free_Supply_Chain_AFi_CDP_2020-11.pdf

2. 企業やそのサプライヤーは、湿地や泥炭地の排水を行ったり、劣化させたりしてはならない

● 詳細

泥炭地の排水や火入れが頻繁に行われるのは、パーム油やパルプ用木材繊維の生産用の農園・植林地のスペースを確保するためである場合が多く、泥炭火災は何年にもわたってくすぶり続ける。それにより大量の二酸化炭素が持続的に放出されるが、これはあらゆる火災の中で最大の二酸化炭素排出である。泥炭火災によるヘイズ（煙害）は、地元や地域の住民に深刻な長期的健康被害をもたらす原因にもなっている。⁹ 湿地の保護と適切な管理はラムサール条約が基準となっている。¹⁰

金融機関は、湿地や泥炭地の排水や劣化を行わないことを投融資先企業に義務付けること。湿地が企業の事業の影響を受ける場合、企業は元の湿地に戻すことを保証しなければならない。これらの要件は、企業の子会社および直接・間接のサプライヤーにも適用する必要がある。信頼性のある基準日を記載するか、基準日を全く記載しないこと。小規模農家、その他調達先の第三者サプライヤーと協力し、彼らにも知識と手段を伝え、この要件を満たすことを企業に求めること。

「森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ」(NDPE) 方針¹¹の高炭素貯留アプローチ¹²では、農業開発のための泥炭地の転換は認められないとされている。

● 採点

0点：湿地と泥炭地の保護に関する方針を定めていない。

8.5点：湿地の保護に関する方針を定めているが、(劣化が軽微な場合、直接・間接のサプライヤーの場合など) 例外が設けられている、信じ難い基準日を設定している、または泥炭地について言及されていない。

10点：(信頼性のある基準日以降の、または基準日なしで)その深さを問わず、あらゆる湿地や泥炭地を明確に保護する方針を定めているか、またはこの要件が盛り込まれた国際基準の遵守を義務付けている。

3. 企業やそのサプライヤーは、高炭素貯留(HCS)熱帯林地域を転換したり、劣化させたりしてはならない

● 詳細

⁹ Goodman, L.K. and K. Mulik (2015), "Clearing the Air, Palm Oil, Peat Destruction and Air Pollution", Cambridge, The United States: Union of Concerned Scientists;

Turetsky, M. R. and others (2015), "Global vulnerability of peatlands to fire and carbon loss", *Nature Geoscience* 8: p. 11-14;

Climate Progress (2015), "For Peat's Sake: Drying and Burning Wetlands Amplify Global Warming", online: thinkprogress.org/climate/2015/01/13/3610618/peat-wetlands-global-warming/, viewed in July 2020;

International Peatland Society (2008), "Peatlands and Climate Change – Executive Summary for Policymakers", Finland: International Peatland Society.

¹⁰ Ramsar Convention on Wetlands (n.d), "Home", online: <https://www.ramsar.org/>, viewed in July 2020.

¹¹ Chagas, T. and others (2018, June 26), "Impacts of Supply Chain Commitments on the Forest Frontier", *Tropical Forest Alliance 2020*, p. 18, online: <https://climatefocus.com/sites/default/files/20180626%20WP2%20Report.pdf>, viewed in July 2020.

¹² HCS Approach (n.d.), "The High Carbon Stock Approach", online: <http://highcarbonstock.org/the-high-carbon-stock-approach/>, viewed in July 2020.

金融機関は、高炭素貯留（HCS）熱帯林地域の転換や劣化を行わないことを融資・引受資先や投資先の企業に義務付けること。この要件は、企業の子会社や直接・間接のサプライヤーにも適用する必要がある。信頼性のある基準日を記載するか、基準日を全く記載しないこと。小規模農家、その他調達先の第三者サプライヤーと協力し、彼らにも知識と手段を伝え、この要件を満たすことを企業に求めること。

「森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ」（NDPE）方針¹³の高炭素貯留アプローチ¹⁴では、農業開発のための高炭素貯留（HCS）森林地域の転換は認められないとされている。

HCS アプローチが利用されている国では、金融機関は企業やそのサプライヤーに HCS アセスメントの実施を義務付けること。HCS アプローチの国別解釈文書がない国（ブラジルを含む）でのみ事業を展開している金融機関の場合にはこの項目の評価は行わない。

- 採点

0 点：高炭素貯留（HCS）熱帯林地域の保護に関する方針を定めていない。

8.5 点：高炭素貯留（HCS）熱帯森林地域の保護に関する方針を定めているが、（劣化が軽微な場合、直接・間接のサプライヤーの場合など）例外が設けられている、または信じ難い基準日を設定している。

10 点：HCS の国別解釈文書がある国では、（信頼性のある基準日後、または基準日なし）全ての高炭素貯留（HCS）熱帯林地域を保護するために、高炭素貯留アプローチの適用をはっきりと義務付ける方針を定めている。

4. 企業やそのサプライヤーは、保護地域で事業を行ってはならないし、負の影響を与えてもならない

- 詳細

金融機関は、国の保護地域、ユネスコ世界遺産、ラムサール条約の対象もしくは、国際自然保護連合（IUCN）の保護地域管理カテゴリーⅠ～Ⅵに該当する保護地域で事業展開しないことを投融資先企業に義務付けること。企業には、前記保護地域に負の影響を与えないことも義務付けること。この要件は、企業の子会社や直接・間接のサプライヤーにも適用する必要がある。信頼性のある基準日を記載するか、基準日を全く記載しないこと。

この要件は、1972 年のユネスコ世界遺産条約¹⁵、ラムサール条約¹⁶、国際自然保護連合（IUCN）の保護地域管理カテゴリー¹⁷に基づいたものである。

¹³ Chagas, T. and others (2018, June 26), "Impacts of Supply Chain Commitments on the Forest Frontier", Tropical Forest Alliance 2020, p. 18, online: <https://climatefocus.com/sites/default/files/20180626%20WP2%20Report.pdf>, viewed in July 2020.

¹⁴ HCS Approach (n.d.), "The High Carbon Stock Approach", online: <http://highcarbonstock.org/the-high-carbon-stock-approach/>, viewed in July 2020.

¹⁵ UNESCO (1972, November 21), "Convention Concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage", online: <http://whc.unesco.org/?cid=175>, viewed in July 2020.

¹⁶ UNESCO (1972, November 21), "Convention Concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage", online: <http://whc.unesco.org/?cid=175>, viewed in July 2020.

¹⁷ IUCN (2013, November 5), "Guidelines for applying protected area management categories", online: <https://www.iucn.org/content/guidelines-applying-protected-area-management-categories-0>, viewed in July 2020.

国際金融公社(IFC)のパフォーマンス基準 6:生物多様性の保全と持続可能な自然資源管理では、保護地域に対する負の影響を避けるために企業がどのように事業展開しなければならないかが定められている。¹⁸この基準は、森林管理協議会 (FSC) の認証要件にも用いられている。

- 採点

0点：保護地域の保護に関する方針を定めていない。

8.5点：保護地域の保護に関する方針を定めているが、(影響が軽微な場合、直接・間接のサプライヤーの場合など)例外が設けられている、または信じ難い基準日を設定している。

10点：(信頼できる基準日以降、または基準日なしで)あらゆる保護地域の保護を義務づける方針を定めているか、またはこの要件が盛り込まれた国際基準の遵守を義務付けている。

5. 企業やそのサプライヤーは、自社の管理下にある保護価値の高い(HCV)地域を特定し、保護しなければならない

- 詳細

金融機関は、投融資先企業に対し、自社の管理下にある保護価値の高い (HCV) 地域を特定し、保護することを義務付けること。この要件は、企業の子会社や直接・間接のサプライヤーにも適用する必要がある。信頼性のある基準日を記載するか、基準日を全く記載しないこと。

これは、保護地域の生物多様性を保存するシステムや、その他の方法での生態系の保護を確保するシステムを構築することを各加盟国に求めている国連の生物の多様性に関する条約 (生物多様性条約・CBD) (1992年)に沿ったものである。世界のほぼ全ての国がこの条約に署名している。¹⁹また、国連生物多様性条約は、全ての署名国に海洋域の生物多様性の保護・保存を義務づけている海洋法に関する国際連合条約 (国連海洋法条約・UNCLOS) (1982年)²⁰、および湿地の保護と適切な管理を義務づけているラムサール条約²¹で補完されている。

国際金融公社(IFC)のパフォーマンス基準 6:生物多様性の保全と持続可能な自然資源管理では、自社の管理下にある保護価値の高い (HCV) 地域を特定し保護するために企業はどのように事業展開しなければならないかが定められている。²²

- 採点

0点：保護価値の高い (HCV) 地域の特定と保護に関する方針を定めていない。

8.5点：保護価値の高い (HCV) 地域の特定と保護に関する方針を定めているが、(影響が軽微な場合、または、直接・間接のサプライヤーの場合など)例外が設けられている。

¹⁸ International Finance Corporation (2012), "Performance Standard 6 - Biodiversity Conservation and Sustainable Management of Living Natural Resources", online: https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/topics_ext_content/ifc_external_corporate_site/sustainability-at-ifc/policies-standards/performance-standards/ps6, Viewed in July 2020.

¹⁹ Convention on Biological Diversity (n.d.), "The Convention - List of Parties", online: www.cbd.int/information/parties.shtml, viewed in July 2020.

²⁰ United Nations (1982), "United Nations Convention on the Law of the Sea", online: https://www.un.org/Depts/los/convention_agreements/texts/unclos/unclos_e.pdf, viewed in July 2020.

²¹ Ramsar Convention on Wetlands (n.d.), "Home", online: <https://www.ramsar.org/>, viewed in July 2020.

²² International Finance Corporation (2012), "Performance Standard 6 - Biodiversity Conservation and Sustainable Management of Living Natural Resources", online: https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/topics_ext_content/ifc_external_corporate_site/sustainability-at-ifc/policies-standards/performance-standards/ps6, Viewed in July 2020.

10点：保護価値の高い（HCV）地域を特定し、保護する必要があることを明記した方針を定めているか、またはこの要件が盛り込まれた国際基準の遵守を義務付けている。

6. 企業やそのサプライヤーは、開墾に火気を使用してはならず、また消火しなければならない

● 詳細

森林破壊活動によって大規模な山火事が起きることがある。こうした火災が原因の大気汚染により、喘息、気管支炎、肺炎などの呼吸器系疾患を始め、目や皮膚の疾患といった問題が生じる恐れがある。森林火災は、大規模なパルプ産業やアブラヤシ農園の拡大を目的とした森林破壊が原因で生じる場合が多い。²³

金融機関は、開墾で火気を使用しないことを投融資先企業に義務付けること。この要件は、企業の下請け業者、子会社、小規模農家、その他調達先の直接・間接のサプライヤーにも適用する必要がある。先住民族や地域コミュニティによる伝統的な火の扱いについては例外を認める。また、企業は、出火に責任がない場合も含め、事業管理地やその周辺、あるいは農場のあらゆる火災に対処する消火計画を整備すること。

● 採点

0点：開墾に火気を使用することに関する方針を定めていない。

8.5点：開墾のための火気の利用に関する方針を定めているが、（小規模の火事の場合、または、直接・間接のサプライヤーの場合など）例外が設けられている。

10点：開墾に火気を使用することを無条件に禁止する方針と消火義務を定めているか、または火気使用禁止が盛り込まれている国際基準の遵守を義務付けている。先住民族や地域コミュニティによる伝統的な火の扱いについては例外を認めている

7. 企業やそのサプライヤーは、地下水位や水質への影響を最小限に抑えなければならない

● 詳細

既存の気候変動シナリオが現実のものとなれば、2030年には世界の人口の半分近くが水ストレスの高い地域に住むことになる。また、一部の乾燥地や半乾燥地では水不足により、2,400万人から7億人が移住を余儀なくされることになる。²⁴ 例えば、ブラジル、パラグアイ、ボリビアの3カ国にまたがる世界最大の熱帯性湿原パンタナールは枯れ始めているとの報告もある。大豆農場や牧畜場の影響で変質している面積は、過去15年間で約225万ヘクタールに上る。²⁵

金融機関は、灌漑システム、排水、農薬、肥料、浸食、その他の要因による地下水位や水質への影響を最小限に抑えることを投融資先企業に義務付けること。事業を開始または拡大する企業には、水不足地域では水不足の影響評価を実施し、必要に応じてコミュニティや生態系の用水量に対応する包括的緩和措置を講じることを求める。この要件は、企業の子会社、直接・間接のサプライヤーにも適用すること。

²³ FERN (2017), "Tackling deforestation and forest degradation: a case for EU action in 2017", Brussels, Belgium: FERN.

Goodman, L.K. and K. Mulik (2015), "Clearing the Air, Palm Oil, Peat Destruction and Air Pollution", Cambridge, The United States: Union of Concerned Scientists

²⁴ United Nations (2014), "International Decade for Action 'Water for Life' 2005 – 2015", online: www.un.org/waterforlifedecade/scarcity.shtml, viewed in July 2020.

²⁵ Londoño, E. (2017, December 23), "Brazil Wavers on Environment, and Earth's Largest Wetland Starts to Wither", *The New York Times*, online: <https://www.nytimes.com/2017/12/23/world/americas/brazil-pantanal-wetlands-michel-temer.html>, viewed in February 2019.

水の持続可能性に関する方針と実践の企画、実施、開示において企業を支援することを目的とした官民協働の取り組みである国連グローバル・コンパクトのCEOウォーター・マנדートが設立されるなど、最近になって実業界でも水不足問題の緊急性に対する認識が高まっている。²⁶ CEOウォーター・マンドートは国連環境計画（UNEP）と共同で企業の水会計に関するガイダンスを発表している。²⁷

- 採点

0点：水不足や水質に関する方針を定めていない。

8.5点：水不足や水質に関する方針を定めているが、方針には企業に求めることについてあまり具体的に記されていないか、または直接・間接のサプライヤーに方針が適用されない。

10点：企業やその直接・間接のサプライヤーは地下水位や水質への影響を最小限に抑えるための具体的な措置を講じなければならないことを明確にしているか、またはこの要件が盛り込まれた国際基準の遵守を義務付けている。

8. 企業やそのサプライヤーは、絶滅危惧種の採取や取引をしてはならず、また絶滅危惧種の生息地を保護しなければならない

- 詳細

金融機関は、絶滅の危機に瀕している動植物種への負の影響を防止することを投融資先企業に義務付けること。企業は、絶滅危惧種の採取や取引をしてはならず、また絶滅危惧種の生息地を保護しなければならない。この要件は、企業の子会社、および直接・間接のサプライヤーにも適用すること。

IUCN 絶滅危惧種レッドリストは、絶滅の危機に瀕していると考えられる動植物種が掲載されている代表的目録である。²⁸ レッドリストに掲載されている絶滅危惧種の生息地は、移動性野生動物種の保全に関する条約（1979年）²⁹や、特定の種の生息地に焦点を絞ったその他の世界的・地域的条約によって保護されている。絶滅のおそれのある野生動物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約・CITES）は、絶滅の危機に瀕したあらゆる種の国際取引に対して厳しい条件を定めている。³⁰

国際金融公社(IFC)のパフォーマンス基準 6:生物多様性の保全と持続可能な自然資源管理は、企業が絶滅危惧種の生息地をどのように保護し、絶滅危惧種の採取や取引を避けなければならないかを定めている³¹

- 採点

0点：絶滅危惧種の保護に関する方針を定めていない。

²⁶ CEO Water Mandate (n.d.), "Join our Water Resilience Coalition", <https://ceowatermandate.org/>, viewed in July 2020.

²⁷ Morrison, J., P. Schulte and R. Schenck (2010, March), "Corporate Water Accounting - An Analysis of Methods and Tools for Measuring Water Use and Its Impacts", UNEP & UN Global Compact, online: https://pacinst.org/wp-content/uploads/sites/21/2013/02/corporate_water_accounting_analysis3.pdf, viewed in July 2020.

²⁸ IUCN (n.d.), "The IUCN Red List of Threatened Species", online: <https://www.iucnredlist.org/>, viewed in July 2020.

²⁹ CMS (n.d.), "Convention on the Conservation of Migratory Species of Wild Animals", online: cms.int/, viewed in July 2020.

³⁰ CITES (n.d.), "Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora (CITES)", online: cites.org/, viewed in July 2020.

³¹ International Finance Corporation (2012), "Performance Standard 6 - Biodiversity Conservation and Sustainable Management of Living Natural Resources", online: https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/topics_ext_content/ifc_external_corporate_site/sustainability-at-ifc/policies-standards/performance-standards/ps6, Viewed in July 2020.

8.5点：絶滅危惧種の保護に関する方針を定めているが、その方針は取引のみを対象とし、生息地の保護は対象としていない、または（影響が軽微な場合、または、直接・間接のサプライヤーの場合など）例外が設けられている。

10点：絶滅危惧種およびその生息地を保護する必要があることを明記した方針を定めているか、またはこの要件が盛り込まれた国際基準の遵守を義務付けている。

9. 企業やそのサプライヤーは、遺伝子組み換え種や侵略的外来種を使用したり、環境に持ち込んだりしてはならない

● 詳細

金融機関は、（動植物の）遺伝子組み換え種や環侵略的外来種の使用や環境への持ち込みを防ぐことを投融資先企業に義務付けること。この要件は、企業の子会社および直接・間接のサプライヤーにも適用すること。

遺伝子組み換え種の持ち込みを防ぐことは、海外から遺伝物質を入手しようとする企業は、輸出国から事前に許可を得るとともに、その物質の使用について明確な合意をしなければならないとする国連生物の多様性に関する条約（生物多様性条約・CBD）（1992年）に沿ったものである。世界中のほぼ全ての国がこの条約に署名している。³²国連生物多様性条約は、生物多様性と人間の健康に悪影響を及ぼし、国境を越えたりリスクを伴う可能性のある遺伝子組み換え作物（GMO）の安全な取り扱い、輸送、使用のための枠組みをまとめた生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書で補完されている。³³

侵略的外来種の持ち込みを防ぐことは国連生物多様性条約（CBD）（1992年）や国際金融公社(IFC)のパフォーマンス基準 6:生物多様性の保全と持続可能な自然資源管理にも盛り込まれている。³⁴

● 採点

0点：遺伝子組み換え種や侵略的外来種に関する方針を定めていない。

8.5点：遺伝子組み換え種や侵略的外来種の持ち込みに関する方針を定めているが、その方針は遺伝子組み換え種のみを対象とし、侵略的外来種は対象としていない（あるいはその逆）、または（直接・間接のサプライヤーの場合や、既に広く使用されている種の場合などの）例外が設けられている。

10点：遺伝子組み換え種や侵略的外来種の持ち込みや使用を認めないことを明記した方針を定めているか、またはこの禁止事項が盛り込まれた国際基準の遵守を義務付けている。

10. 企業やそのサプライヤーは、農薬の使用を最小限にするか、または排除しなければならない

● 詳細

³² Convention on Biological Diversity (n.d.), "The Convention - List of Parties", online: www.cbd.int/information/parties.shtml, viewed in July 2020.

³³ Convention on Biological Diversity (n.d.), "The Cartagena Protocol on Biosafety", online: <http://bch.cbd.int/protocol>, viewed in July 2020.

³⁴ International Finance Corporation (2012), "Performance Standard 6 - Biodiversity Conservation and Sustainable Management of Living Natural Resources", online: https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/topics_ext_content/ifc_external_corporate_site/sustainability-at-ifc/policies-standards/performance-standards/ps6, Viewed in July 2020.

農薬を広範囲に使用すると、農業排水による水源や生態系の汚染、農薬耐性の出現、農業従事者の健康被害の可能性など、一連の環境被害や健康被害が生じる。広スペクトル農薬が益虫や受粉媒介種に与える影響は特に重要な問題である。農薬の使用は、生物多様性の喪失、生息地の変化やヘギダニといったことだけではなく、ミツバチにとって深刻な脅威となる。ここ数年でミツバチのコロニー数は最大3分の1減少しており、これ以上減少すると受粉不足となり農作物の収穫に大きく影響しかねない。世界の食料生産の3分の1を占める約90品目の農産物が動物の受粉に依存している。ミツバチは主要な送粉者であり、受粉の大部分を担っている。³⁵殺虫剤の中には女王蜂の個体数を減少させるものや、蜂の帰巢能力に悪影響を与えるものがあることが研究により明らかになっている。³⁶

農薬の散布、処理、廃棄に関する基準を定めた国連食糧農業機関（FAO）の農薬の流通及び使用に関する国際行動規範をはじめとする各種国際基準によって農薬の使用は制限されている。³⁷ その他の関連性のある基準としては、農薬によく使われる残留性有機汚染物質（POPs）の禁止を重点的に扱っている残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（2001年）³⁸、自国で禁止されている特定の農薬その他の有害化学物質を他の（開発途上）国に輸出してはならないと定めている国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続きに関するロッテルダム条約（PIC条約）（1998年）がある。³⁹ 世界保健機関（WHO）は、農薬がもたらす健康被害に基づいた権威ある農薬分類であるWHOが推奨する農薬のハザード別分類を公表している。⁴⁰

金融機関は、特に毒性が極めて高く生物蓄積性のある農薬の使用を最小限に抑えるか、排除することを投融資先企業に義務付けること。対象の農薬は、WHOクラス1aおよび1bの農薬、ならびにパラコート、カルボフラン、カルボスルファン、フェンチオン製剤、トリクロロホンなど、ロッテルダム条約の附属書IIIに記載されている農薬や記載が提案されている農薬である。この要件は、企業の子会社および直接・間接のサプライヤーにも適用すること。

国際金融公社（IFC）のパフォーマンス基準3：資源効率性及び汚染防止でも農薬の使用を避けるか、または最小限に抑えることが推奨されている。⁴¹

- 採点

0点：農薬の使用に関する方針を定めていない。

³⁵ FAO (2016), "Pollinators vital to our food supply under threat", online: www.fao.org/news/story/en/item/384726/icode/, viewed in July 2020.

³⁶ Nature News (2017) "Controversial pesticides found in honey samples from six continents", online: www.nature.com/news/controversial-pesticides-found-in-honey-samples-from-six-continents-1.22762, viewed in July 2020;

Woodcock, B.A. and others (2017, June 30), "Country-specific effects of neonicotinoid pesticides on honey bees and wild bees", *Science*, 356 (6345): pp. 1393-1395.

³⁷ FAO (2002, November), "International Code of Conduct on the Distribution and Use of Pesticides", online: <http://www.fao.org/3/Y4544E/Y4544E00.htm>, viewed in July 2020.

³⁸ Stockholm Convention (n.d.), "The new POPs under the Stockholm Convention", online: <http://chm.pops.int/TheConvention/ThePOPs/TheNewPOPs/tabid/2511/Default.aspx>, viewed in July 2020.

³⁹ Rotterdam Convention (n.d.), "Home", online: <http://www.pic.int/Home/tabid/855/language/en-US/Default.aspx>, viewed in July 2020.

⁴⁰ World Health Organization (2006, June 28), "WHO Recommended Classification of Pesticides by Hazard", online: https://www.who.int/ipcs/publications/pesticides_hazard_rev_3.pdf, viewed in July 2020.

⁴¹ International Finance Corporation (2012), "Performance Standard 3 - Resource Efficiency and Pollution Prevention", p. 26, online: https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/topics_ext_content/ifc_external_corporate_site/sustainability-at-ifc/policies-standards/performance-standards/ps3, viewed in July 2020.

8.5点：農薬の使用に関する方針を定めているが、(ある種の農薬の場合、または、直接・間接のサプライヤーの場合など)例外が設けられている。

10点：農薬の使用は最小限にするか排除する必要があることを明記した方針を定めているか、またはこの要件が盛り込まれた国際基準の遵守を義務付けている。

2.2 「社会」の基準

社会問題に対する金融機関の対応状況を評価するために「森林と金融」方針評価方法論に用いられている基準は以下の11項目である。

11. 企業やそのサプライヤーは、計画された事業によって先住民族が影響を受ける恐れがある場合には、先住民族が FPIC(自由意思による、事前の、十分な情報に基づいた同意)を与える、または与えない権利を尊重しなければならない

● 詳細

金融機関は、計画された事業によって影響を受ける恐れのある先住民族の FPIC(自由意思による、事前の、十分な情報に基づいた同意)原則の遵守を投融資先企業に義務付けること。先住民族の土地やその周辺で事業が計画されている場合には FPIC を求めるべきである。この要件は、企業の子会社および直接・間接のサプライヤーにも適用すること。活動が始まる十分前に、事業の推進者や請負業者の名称、規模や境界線、地図など、計画されている事業に関連するあらゆる情報を先住民族コミュニティに伝える必要がある。

先住民族の FPIC を与える、または与えない権利は、先住民族の個人や集団の権利を規定している先住民族の権利に関する国連宣言 (UNDRIP) (2007年) と深く結びついている。これには先住民族の土地、居住地、および昔から所有、栽培、または使用しているその他の資源に対する権利なども含まれる。この宣言では、先住民族は、自分たちの土地や領土から強制的に移動させられない権利、および FPIC (自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意) なしに、また正当で公正な補償に関する合意、そして可能な場合は帰還の選択肢のある合意の後でなければいかなる転住も行われなことが保証されている。⁴²

先住民族のこの FPIC の権利は、ILO の原住民及び種族民に関する条約 (第 169号)⁴³ と国連食糧農業機関 (FAO) の国家の食糧安全保障の文脈における土地所有、漁業、森林に関する責任あるガバナンスのための任意ガイドライン (VGGT)⁴⁴ によりさらに強化されている。また、国際金融公社 (IFC) のパフォーマンス基準 7: 先住民族でも認められている。⁴⁵ 土地利用の変更を伴う新規土地開発における FPIC の権利の実現のベストプラクティスについては、高炭素貯留アプローチの社会的要件と実施ガイダンスで詳しく説明されている。

● 採点

0点：FPIC (自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意) 原則に関する方針を定めていない。

⁴² United Nations (2007, September 13), "Declaration on the Rights of Indigenous People", New York City, the United States: United Nations.

⁴³ ILO (1989), "C169 - Indigenous and Tribal Peoples Convention, 1989 (No. 169)", online: https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12100:0::NO::P12100_ILO_CODE:C169, viewed in July 2020.

⁴⁴ FAO (2012), "Voluntary Guidelines on the Responsible Governance of Tenure of Land, Fisheries and Forests in the Context of National Food Security", Rome, Italy: Food and Agriculture Organization of the United Nations, p. 14.

⁴⁵ International Finance Corporation (2012), "Performance Standard 7 - Indigenous Peoples", online: https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/topics_ext_content/ifc_external_corporate_site/sustainability-at-ifc/policies-standards/performance-standards/ps7, viewed in July 2020.

8.5点：計画された事業によって先住民族が影響を受ける恐れがある場合、先住民族のFPIC（自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意）を与える、または与えない権利を尊重することを企業に義務付けているか、この要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けてはいるが、詳細を記載していないか、または直接・間接のサプライヤーについて言及していない。

10点：計画された事業によって先住民族が影響を受ける恐れがある場合、全ての先住民族のFPIC(自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意)を与える、または与えない権利を尊重することを企業およびその直接・間接のサプライヤーに義務付けているか、またはこの要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。また、企業はFPICの権利をどのように実現すべきか、FPICの手順をどのように共同設計し、文書化すべきか、森林リスク・セクターではどのようなベストプラクティスを遵守すべきかについて明確に説明している。

12. 企業やそのサプライヤーは、慣習地の権利を持つコミュニティが計画された事業による影響を受ける恐れがある場合、影響を受ける全てのコミュニティのFPIC(自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意)を与える権利、または留保する権利を尊重しなければならない

● 詳細

計画された事業による影響を慣習地の権利を持つコミュニティが受ける恐れがある場合、金融機関は、影響を受ける全てのコミュニティのFPIC(自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意)を与える、または与えない権利を尊重することを投融資先企業に義務付けること。企業は、全てであるか一部であるか、恒久的であるか一時的であるか、物理的であるか経済的であるかを問わず、企業の事業によって影響を受ける土地で生計を立てている人々を、FPIC（自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意）を得ずに移転させてはならない。前記要件は、企業の子会社および直接・間接のサプライヤーにも適用すること。

FPICを、先住民族のコミュニティを超え、慣習的居住権を持つコミュニティを含む影響を受けるすべてのコミュニティに拡大することは、森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロの(NDPE)方針でも認められている新たなグッドプラクティス（良い実践事例）である。⁴⁶

● 採点

0点：慣習的土地利用権を有する土地利用者（先住民族を除く）の権利に関する方針を定めていない。

8.5点：計画された事業による影響を慣習地の権利を持つコミュニティが受ける恐れがある場合、影響を受ける全てのコミュニティのFPIC(自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意)を与える、または与えない権利を尊重することを企業に義務付けているか、またはこの要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けてはいるが、詳細を記載していないか、または直接・間接のサプライヤーについて言及していない。

10点：計画された事業による影響を慣習地の権利を持つコミュニティが受ける恐れがある場合、影響を受ける全てのコミュニティのFPIC(自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意)を与える、または与えない権利を尊重することを企業やそのサプライヤーに義務付けている。また、企業はFPICの権利をどのように実現すべきか、FPICの手順をどのように共同設計し、文書化すべきか、森林リスク・セクターではどのようなベストプラクティスを遵守すべきかについて明確に説明している。

13. 企業やそのサプライヤーは、人権デューデリジェンス(相当の注意による適正評価)のプロセスとモニタリングシステムを確立しなければならない

⁴⁶ Chagas, T. and others (2018, June 26), "Impacts of Supply Chain Commitments on the Forest Frontier", Tropical Forest Alliance 2020, p. 18, online: <https://climatefocus.com/sites/default/files/20180626%20WP2%20Report.pdf>, viewed in July 2020.

- 詳細

金融機関は、国連のビジネスと人権に関する指導原則の完全遵守を投融資先企業に義務付けること。これは、人権デューデリジェンス（相当の注意による適正評価）のプロセスやモニタリングシステムを確立することと同義である。人権デューデリジェンスとモニタリングシステムの目的は、個人やコミュニティの人権が、現在の事業によってどのような影響を受けているか、また、事業拡大計画によってどのような影響を受ける可能性があるかを評価することにある。この要件は、企業の子会社および直接・間接のサプライヤーにも適用すること。

この義務は、人権を尊重する責任は、どこで事業を展開しているかにかかわらず全ての企業に求められる行動のグローバルスタンダードであることが明記されている国連ビジネスと人権に関する指導原則（UNGP）（2011年）に基づいたものである。また、この義務は、国家が自国の人権義務を果たす能力や意思とは無関係に存在するものであり、国家の人権義務を軽減するものではない。さらに、人権を尊重する責任は、人権を保護する国内法規の遵守を超えて存在するものである。

人権を尊重する責任により企業は以下を義務付けられる。⁴⁷

- 自社の活動によって人権への負の影響を生じさせたり、人権への負の影響に寄与したりすることを避け、そのような影響が発生した場合には対処すること。
- 自社の業務、製品またはサービスに直接関連している取引関係によって生じる人権への負の影響については、たとえ問題の影響に寄与していない場合であっても、その防止または緩和に努めること。

UNGPの指導原則15では、人権を尊重する責任を果たすために、企業は人権を尊重する責任を果たすという方針にコミットメントし、人権への影響を特定し、防止し、軽減し、そしてどのように対処するかについて責任を持つという人権デュー・デリジェンス・プロセスを確立しなければならないとされている。UNGPの指導原則16から24は、必要な方針とプロセスがどのように実践されるべきかについて運用上のガイダンスとなっている。

UNGPは広く支持されており、中でもOECD多国籍企業行動指針⁴⁸や赤道原則⁴⁹などは、人権に関する提言をUNGPと整合させている。

- 採点

0点：投融資先企業による人権擁護に関する方針を定めていない。

8.5点：人権に関する方針を定めているが、企業やその直接・間接のサプライヤーに人権デューデリジェンスのプロセスやモニタリングシステムの構築を明確に義務付けてはいない。

10点：企業やその直接・間接のサプライヤーに人権デューデリジェンスのプロセスやモニタリングシステムの構築を明確に義務付ける方針を定めているか、またはこの要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。

14. 企業やそのサプライヤーは、自社の事業活動によって影響を受けるコミュニティの健康の権利や適切な生活水準の権利を含むコミュニティのより広範な社会的、経済的、文化的権利を尊重しなければならない

⁴⁷ Ruggie, J. (2011), *Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations "Protect, Respect and Remedy" Framework*, New York, the United States: United Nations Human Rights Council, A/HRC/17/31, p. 13, online: <https://www.business-humanrights.org/sites/default/files/media/documents/ruggie/ruggie-guiding-principles-21-mar-2011.pdf>, Viewed in July 2020.

⁴⁸ OECD (2011), "OECD Guidelines for Multinational Enterprises - 2011 Edition", online: <http://www.oecd.org/daf/inv/mne/48004323.pdf>, viewed in July 2020.

⁴⁹ Equator Principles (n.d.), "The Equator Principles (EPs)", online: <https://equator-principles.com/>, viewed in July 2020.

- **詳細**

地域コミュニティの経済的、社会的、文化的権利は、森林リスク・セクター企業の事業によって深刻な影響を受ける恐れがある。例えば、土地の収奪によって生計が成り立たなくなったり、会社の事業が原因の大気・水質・土地の汚染によって健康被害が生じたりするからである。こうしたことから、金融機関は、自社の事業によって影響を受けるコミュニティの健康権や十分な生活水準を保持する権利を含むより広範な社会的、経済的、文化的権利を尊重することを投融資先企業に義務付ける必要がある。この要件は、企業の子会社および直接・間接のサプライヤーにも適用すること。

世界人権宣言（UDHR）第 25 条には、すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する、と定められている。⁵⁰

コミュニティの経済的、社会的、文化的権利は、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約（ICESCR）によってさらに保護されている。⁵¹

- **採点**

0 点：投融資先企業によるコミュニティの経済的、社会的、文化的権利の保護に関する方針を定めていない。

8.5 点：コミュニティの経済的、社会的、文化的権利に関する方針を定めているが、一部の権利のみが述べられているか、または直接・間接のサプライヤーについて例外がある。

10 点：企業やその直接・間接のサプライヤーに対し、自社の事業活動によって影響を受けるコミュニティの経済的、社会的、文化的権利を尊重することをはっきりと義務付ける方針を定めているか、またはこの要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。

15. 企業やそのサプライヤーは、オープンで透明性のある協議プロセスによって苦情や紛争を解決しなければならない

- **詳細**

金融機関は、ビジネスと人権に関する国連指導原則（UNGP）の完全遵守を投融資先企業に義務付けること。これは、企業は、自社の事業によって影響を受ける個人や地域コミュニティに救済の機会を提供しなければならないことと同義である。すなわち、実際に企業はオープンで透明性のある協議プロセスによって苦情や紛争を解決しなければならない。この要件は、企業の子会社および直接・間接のサプライヤーにも適用すること。

この義務は、人権尊重の責任は自社の業務、製品またはサービスに直接関連している取引関係による人権への負の影響については、たとえそれらの影響に寄与していない場合であっても、その防止または緩和に努めることを義務付けていることを明記している国連ビジネスと人権に関する指導原則（UNGP）（2011）に基づいている。

⁵⁰ United Nations (1948, December), *Universal Declaration of Human Rights, United Nations General Assembly resolution 217 A (III), article 23*, New York, the United States: United Nations, online: <https://www.un.org/en/universal-declaration-human-rights/index.html>, Viewed in July 2020.

⁵¹ United Nations (1966, December), “International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights”, New York, the United States: United Nations, online: <https://www.ohchr.org/EN/ProfessionalInterest/Pages/CESCR.aspx>, viewed in July 2020.

UNGP の指導原則 15 では、企業は、人権に負の影響を及ぼす影響を適切に修復できるようなプロセスを設けなければならない、と定められている。⁵²また、指導原則 29 では、企業は、負の影響を受けた個人や地域コミュニティのために実効的な事業レベルの苦情処理メカニズムを確立し、またはこれに参加すべき、と定めている。指導原則 31 は、苦情処理メカニズムの実効性を確保するための基準について詳しく説明しているとともに、メカニズムの以下の必須事項が記されている。⁵³

- 正当性がある
- アクセスすることができる
- 予測可能である
- 公平である
- 透明性がある
- 権利に矛盾しない
- 継続的学習の源となる
- エンゲージメント及び対話に基づく

UNGP は広く支持されており、OECD の多国籍企業行動指針⁵⁴や赤道原則⁵⁵などは、人権に関する提言を UNGP と整合させている。

- **採点**

0 点：人権苦情処理メカニズムに関する方針を定めていない。

8.5 点：「救済措置へのアクセス」に言及した人権や土地の権利に関する方針を定めているが、企業やその直接・間接のサプライヤーに対し、オープンで透明性のある協議プロセスを介した苦情や紛争の解決に取り組むことをはっきりと義務付けてはいない。

10 点：企業やその直接・間接のサプライヤーに対し、オープンで透明性のある協議プロセスを介した苦情や紛争の解決に取り組むことを義務付ける方針を定めている。

16. 企業やそのサプライヤーは、土地・環境・人権擁護活動家への暴力や犯罪化に対するゼロ・トレランス(絶対に許さない姿勢)を維持しなければならない

- **詳細**

森林リスク・セクターで活動する土地・環境・人権擁護活動家は、自分たちの土地・領土・環境を守るために個人、コミュニティ、住民、組織を動員する活動が原因で、脅迫や抑圧、非合法化の対象となり、犯罪者扱いを受け、価値を認められず、誘拐、果てには殺害されることも珍しくない。彼らは、開発の「敵」という汚名を着せられ、テロリストや犯罪者という不当な烙印を押されている。

金融機関は、土地・環境・人権擁護活動家に対する脅迫、暴力、および犯罪化に対するゼロ・トレランス(絶対に許さない姿勢)を維持することを投融資先企業に義務付けること。この要件は、企業の子会社および直接・間接のサプライヤーにも適用すること。

⁵² Ruggie, J. (2011), *Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations "Protect, Respect and Remedy" Framework*, New York, the United States: United Nations Human Rights Council, A/HRC/17/31, p. 13, online: <https://www.business-humanrights.org/sites/default/files/media/documents/ruggie/ruggie-guiding-principles-21-mar-2011.pdf>, Viewed in July 2020.

⁵³ Ruggie, J. (2011), *Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations "Protect, Respect and Remedy" Framework*, New York, the United States: United Nations Human Rights Council, A/HRC/17/31, p.31-35;

⁵⁴ OECD (2011), "OECD Guidelines for Multinational Enterprises - 2011 Edition", online: <http://www.oecd.org/daf/inv/mne/48004323.pdf>, viewed in July 2020.

⁵⁵ Equator Principles (n.d.), "The Equator Principles (EPs)", online: <https://equator-principles.com/>, viewed in July 2020.

人権擁護活動家が往々にして難しい立場にあることは、1998年に国連が人権擁護者に関する宣言を採択し、2000年に人権擁護活動家の状況を担当する国連特別報告者が任命されたことで国際的に認知されるようになった。⁵⁶ 2019年11月、ゼロ・トレランス・イニシアチブはジュネーブ宣言を発表し、土地・環境・人権擁護活動家への暴力と犯罪化に対するゼロ・トレランスを求めた。これは、先住民族、地域コミュニティの代表者、支援NGOが主導する世界的な連合であり、グローバルなサプライチェーンに関係する人権擁護活動家を狙った殺害や暴力の根本原因の解決を目指す一丸となった取り組みである。⁵⁷

- 採点

0点：土地・環境・人権擁護活動家に関する方針を定めていない。

8.5点：土地・環境・人権擁護活動家に関する方針を定めているが、ゼロ・トレランスをはっきりと義務付けていないか、または直接・間接のサプライヤーに言及していない。

10点：土地・環境・人権擁護活動家への暴力や犯罪化に対するゼロ・トレランスを維持することを企業やその直接・間接のサプライヤーにはっきりと義務付ける方針を定めているか、この要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。

17. 企業やそのサプライヤーは、強制労働や児童労働に関与してはならない

- 詳細

金融機関は、強制労働や児童労働を一切利用しないことを投融资先企業に義務付けること。この要件は、企業の子会社や関連会社、小規模農家、その他直接・間接のサプライヤーにも適用すること。

企業に対し、事業やサプライチェーンにおいて強制労働や児童労働が多少なりとも発生していないかどうかを評価する積極的措置を講じることを求める。ブラジルで事業を展開している企業やブラジルから調達を行っている企業は、奴隷労働に関与していることが判明した企業が掲載されている政府の公式リストをこの評価の出発点とすること。⁵⁸ 人身売買、現代奴隷、強制労働の被害者になる可能性の極めて高い（不法）移民や難民に特に注意すること。⁵⁹ 企業は、事業およびサプライチェーンにおける強制労働・児童労働の発生に関するこの評価をもとに、強制労働や児童労働を廃止するために（関連する場合には、直接・間接のサプライヤーとともに）講じる措置について詳細に示すこと。

⁵⁶ United Nations (1998), “Declaration on Human Rights Defenders”, New York, the United States: United Nations, online: <https://www.ohchr.org/en/issues/srhrdefenders/pages/declaration.aspx>.

⁵⁷ Zero Tolerance Initiative (2019, November), “Geneva Declaration”, online: https://3f24981b-c8f8-4fbe-af3c-265866c85eaf.filesusr.com/ugd/d6f494_a0e74da310a440b38bdd66d70453756f.pdf

⁵⁸ Secretaria Especial de Previdência e Trabalho (2020, July 24), “Combate ao Trabalho em Condições Análogas às de Escravo”, online: <https://www.gov.br/trabalho/pt-br/assuntos/fiscalizacao/combate-ao-trabalho-escravo>

⁵⁹ David, F., K. Bryant and J. Joudo Larsen (2019, July 26), “Migrants and their vulnerability to human trafficking, modern slavery and forced labour”, International Organization for Migration, Geneva - Switzerland online: https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/migrants_and_their_vulnerability.pdf

これらの原則は、国際労働機関（ILO）が8つの条約を「基本的な」条約として特定した労働における基本原則および権利に関するILO宣言⁶⁰（1998年）に基づくものである。これら8つの条約では、あらゆる形態の強制労働の撤廃⁶¹、児童労働の実効的廃止⁶²など、4つの重要テーマが扱われている。

あらゆる形態の強制労働や児童労働の撲滅は、OECD多国籍企業行動指針⁶³、国際金融公社（IFC）のパフォーマンス基準2：労働者と労働環境⁶⁴、国連グローバル・コンパクト⁶⁵など、他の多くのESG基準にも示されている。

- 採点

0点：強制労働や児童労働に関する方針を定めていない。

8.5点：企業に対し、自社の事業やサプライチェーンで強制労働や児童労働を利用しないことを義務付ける方針を定めている。または、この要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。

10点：自社の事業やサプライチェーンで強制労働や児童労働が発生していないかどうかを評価する積極的措置を講じ、強制労働や児童労働を撲滅するために(関連する場合には直接・間接のサプライヤーとともに)講じる措置について詳細に示すことを企業に求めている。

18. 企業やそのサプライヤーは、結社の自由、団体交渉の自由、差別からの自由の権利を守らなければならない

- 詳細

金融機関は、結社の自由の権利、団体交渉の権利の実効的承認、雇用と職業に関する差別の撤廃など、ILOが規定する基本的な労働者の権利を守ることを投融資先企業に義務付ける。この要件は、企業の子会社および直接・間接のサプライヤーにも適用すること。

⁶⁰ International Labour Organization (1998, June 18), "ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work and its Follow-up", online: <https://www.ilo.org/declaration/thedeclaration/textdeclaration/lang--en/index.htm>, viewed in July 2020.

⁶¹ International Labour Organization (1930), *Forced Labour Convention*, Geneva, Switzerland: ILO;

⁶² International Labour Organization (1973), *Minimum Age Convention*, Geneva, Switzerland: ILO;

International Labour Organization (1999), *Worst Forms of Child Labour Convention*, Geneva, Switzerland: ILO.

⁶³ OECD (2011), "OECD Guidelines for Multinational Enterprises - 2011 Edition", online: <http://www.oecd.org/daf/inv/mne/48004323.pdf>, viewed in July 2020.

⁶⁴ International Finance Corporation (2012), "Performance Standard 2 - Labor and Working Conditions", online: https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/topics_ext_content/ifc_external_corporate_site/sustainability-at-ifc/policies-standards/performance-standards/ps2, viewed in July 2020.

⁶⁵ UN Global Compact (n.d.), "Homepage", online: <https://www.unglobalcompact.org/>, viewed in July 2020.

これらの原則は、国際労働機関(ILO)が8つの条約を「基本的な」条約として特定した労働における基本原則および権利に関するILO宣言⁶⁶(1998年)に基づくものである。これら8つの条約では、結社の自由、団体交渉権の実効的承認⁶⁷、雇用・職業差別の撤廃など、4つの重要テーマが扱われている。⁶⁸

結社の自由、団体交渉、差別からの自由の権利の擁護は、OECD 多国籍企業行動指針⁶⁹、国際金融公社(IFC)のパフォーマンス基準 2:労働者と労働環境⁷⁰、国連グローバル・コンパクト⁷¹など、他の多くのESG基準に示されている。

- 採点

0点：結社の自由、団体交渉、差別の自由に対する権利に関する方針を定めていない。

8.5点：労働権に関する方針を定めているが、その方針には結社の自由、団体交渉権、差別からの自由の権利についてははっきりと言及されていない。または、直接・間接のサプライヤーが方針に含まれていない。

10点：企業やその直接・間接のサプライヤーに対し、結社の自由、団体交渉の自由、差別からの自由の権利を擁護することをはっきり義務付ける方針を定めている。または、この要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。

19. 企業やそのサプライヤーは、少なくとも生活賃金を支払わなければならない

- 詳細

金融機関は、投融資先企業に対し、従業員に生活賃金を支払うとともに、投融資先企業のサプライヤーも従業員に生活賃金を支払うようにすることを義務付けること。この要件は、企業の子会社および直接・間接のサプライヤーにも適用すること。

多くの国の労働者は、自分や家族を養えるほどの賃金を得ていない。こうした国の中には法定最低賃金が定められている国もあるが、多くの場合、法定最低賃金は生活賃金をはるかに下回る。生活賃金とは、標準的な週労働時間の中で得られる家族の収入のことであり、基本的ニーズを満たすのに十分でなければならず、一般的に十分な食料、清潔な水、住居、衣服、教育、保健医療、交通、エネルギーの費用を賄うことができ、ある程度の裁量所得を含むものと考えられている。⁷²

⁶⁶ International Labour Organization (1998, June 18), "ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work and its Follow-up", online: <https://www.ilo.org/declaration/thedeclaration/textdeclaration/lang-en/index.htm>, viewed in July 2020.

⁶⁷ International Labour Organization (1948), *Freedom of Association and Protection of the Right to Organise Convention*, Geneva, Switzerland: ILO;

International Labour Organization (1949), *Right to Organise and Collective Bargaining Convention*, Geneva, Switzerland: ILO.

⁶⁸ International Labour Organization (1958), *Discrimination (Employment and Occupation) Convention*, Geneva, Switzerland: ILO;

International Labour Organization (1951), *Equal Remuneration Convention*, Geneva, Switzerland: ILO.

⁶⁹ OECD (2011), "OECD Guidelines for Multinational Enterprises - 2011 Edition", online: <http://www.oecd.org/daff/inv/mne/48004323.pdf>, viewed in July 2020.

⁷⁰ International Finance Corporation (2012), "Performance Standard 2 - Labor and Working Conditions", online: https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/topics_ext_content/ifc_external_corporate_site/sustainability-at-ifc/policies-standards/performance-standards/ps2, viewed in July 2020.

⁷¹ UN Global Compact (n.d.), "Homepage", online: <https://www.unglobalcompact.org/>, viewed in July 2020.

⁷² Anker, R (2005), *A new methodology for estimating internationally comparable poverty lines and living wage rates*, Switzerland Geneva: International Labour Office.

生活賃金に言及した国際労働機関（ILO）の宣言には、ILOの多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言（ILO 多国籍企業宣言）（2017年）⁷³や公正なグローバル化のための社会正義に関するILO宣言（2008年）⁷⁴などがある。世界人権宣言（UDHR）には、「勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受ける権利がある」⁷⁵と記されている。また、OECD 多国籍企業行動指針（2011年）は、賃金の支払いについて「少なくとも労働者及びその家族の基本的ニーズを充足するのに十分なものであるべき」と提言している。⁷⁶

- 採点

0点：生活賃金に関する方針を定めていない。

8.5点：生活賃金に関する方針を定めているが、それが標準的な週労働時間で得られる必要があることを明確にしていない。または、直接・間接のサプライヤーについて例外を設けている。

10点：企業やその直接・間接のサプライヤーに対し、従業員に生活賃金を支払うとともに、彼らのサプライヤーも従業員に生活賃金を支払うよう義務付ける方針を定めている。または、この要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。

20. 企業やそのサプライヤーは、労働者の安全と健康を守らなければならない

- 詳細

金融機関は、投融資先企業に対し、労働者の安全と健康（安全衛生）を守るためにあらゆる合理的予防措置を実施することを義務付けること。この要件は、企業の子会社や関連会社、小規模農家、その他第三者サプライヤーにも適用すること。

国際労働機関（ILO）は、まず職業上の安全及び健康に関する条約（1981年）⁷⁷、直近では多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言（2017年）⁷⁸で、安全で健康的な労働環境の権利を主張している。国際金融公社（IFC）は、パフォーマンス基準2：労働者と労働環境で労働安全衛生について触れている。⁷⁹

- 採点

0点：労働安全衛生に関する方針を定めていない。

⁷³ International Labour Organization (2017, March), "Tripartite declaration of principles concerning multinational enterprises and social policy (MNE Declaration) - 5th Edition (March 2017)", online: https://www.ilo.org/empent/Publications/WCMS_094386/lang--en/index.htm, viewed in July 2020.

⁷⁴ International Labour Organization (2008), "ILO Declaration on Social Justice for a Fair Globalization", online: https://www.ilo.org/global/about-the-ilo/mission-and-objectives/WCMS_099766/lang--en/index.htm, viewed in July 2020.

⁷⁵ United Nations (1948, December), *Universal Declaration of Human Rights, United Nations General Assembly resolution 217 A (III), article 23*, New York, the United States: United Nations, online: <https://www.un.org/en/universal-declaration-human-rights/index.html>, Viewed in July 2020.

⁷⁶ OECD (2011), "OECD Guidelines for Multinational Enterprises - 2011 Edition", online: <http://www.oecd.org/daf/inv/mne/48004323.pdf>, viewed in July 2020.

⁷⁷ International Labour Organization (1981), "C155 - Occupational Safety and Health Convention, 1981 (No. 155)", online: https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12100:0::NO::P12100_INSTRUMENT_ID:312300, viewed in July 2020.

⁷⁸ International Labour Organization (2017, March), "Tripartite declaration of principles concerning multinational enterprises and social policy (MNE Declaration) - 5th Edition (March 2017)", online: https://www.ilo.org/empent/Publications/WCMS_094386/lang--en/index.htm, viewed in July 2020.

⁷⁹ International Finance Corporation (2012), "Performance Standard 2 - Labor and Working Conditions", online: https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/topics_ext_content/ifc_external_corporate_site/sustainability-at-ifc/policies-standards/performance-standards/ps2, viewed in July 2020.

8.5点：労働安全衛生に関する方針を定めているが、企業の直接・間接のサプライヤーには言及していないか、その他の例外を設けている。

10点：企業に対し、自社の労働者だけでなく、その直接・間接のサプライヤーの労働者の安全と健康を守ることをはっきりと義務付ける方針を定めている。または、この要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。

21. 企業やそのサプライヤーは、ジェンダーに基づくあらゆる形態の差別や暴力に対してジェンダーに配慮したゼロ・トレランスの方針を整備しなければならない

- 詳細

金融機関は、精神的危害、言葉による嫌がらせ、身体的嫌がらせ、性的嫌がらせや暴力など、ジェンダーに基づくあらゆる形態の差別に対し、ジェンダーに配慮したゼロ・トレランスの方針を整備することを投融資先企業に義務付けること。この要件は、企業の子会社および直接・間接のサプライヤーにも適用すること。

この要件は、特に、国連の女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約 (CEDAW)⁸⁰、男女共同参画に関する国際労働機関 (ILO) の諸基準⁸¹に基づいている。また、「経済的、社会的、文化的、政治的な意思決定において完全かつ平等な割合で女性が公私の生活に積極的に参加するためのあらゆる障害を取り除く」と述べている国連の北京宣言及び行動綱領は男女共同参画実現の基本となるものである⁸²。国際金融公社(IFC)は男女共同参画についてパフォーマンス基準 2:労働者と労働環境で触れている。⁸³

- 採点

0点：ジェンダーに基づく差別に関する方針を定めていない。

8.5点：ジェンダーに基づく差別に関する方針を定めているが、その方針は企業の直接・間接のサプライヤーに適用されないか、その他の例外が設けられている。

10点：企業やその直接・間接のサプライヤーに対し、精神的危害、言葉による嫌がらせ、身体的嫌がらせ、性的嫌がらせや暴力など、ジェンダーに基づくあらゆる形態の差別に対して、ジェンダーに配慮したゼロ・トレランスの方針を整備することをはっきりと義務付ける方針を定めている。または、この要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。

2.3 「ガバナンス」の基準

ガバナンスの問題に対する金融機関の対応状況を評価するために「森林と金融」方針評価方法論に用いられている基準は以下の13項目である。

22. 金融機関のガバナンス構造に持続可能性の目標が組み込まれている

- 詳細

⁸⁰ UN WOMEN (1979), "Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women", online: <https://www.ohchr.org/EN/ProfessionalInterest/Pages/CEDAW.aspx>, Article 1, viewed in July 2020.

⁸¹ ILO (n.d.), "Gender equality", online: www.ilo.org/global/topics/equality-and-discrimination/gender-equality/lang-en/index.htm, viewed in July 2020.

⁸² UN Women (n.d.), "Beijing Declaration and Platform for Action, Beijing +5 Political Declaration and Outcome", online: https://www.unwomen.org/-/media/headquarters/attachments/sections/csw/pfa_e_final_web.pdf?la=en&vs=800, viewed in July 2020.

⁸³ International Finance Corporation (2012), "Performance Standard 2 - Labor and Working Conditions", online: https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/topics_ext_content/ifc_external_corporate_site/sustainability-at-ifc/policies-standards/performance-standards/ps2, viewed in July 2020.

金融機関の全従業員が森林破壊とそれに関連する持続可能性を真摯に受け止め、金融機関の森林リスク方針を厳格に導入・実施していくためには、金融機関のガバナンス構造に持続可能性の目標を組み込む必要がある。これはすなわち、金融機関が戦略的な持続可能性目標を定め、持続可能性の目標とリスクを監督する責任を取締役に委ね、金融機関の従業員の報酬体系に明確な持続可能性の目標とインセンティブを組み込むということに他ならない。

- **採点**

0点：持続可能性の目標を定めていないか、あるいは持続可能性の目標がガバナンス構造にどのように組み込まれているかを明確にしていない。

8.5点：以下の3つの措置のうち、少なくとも1つの措置を講じている。戦略的な持続可能性の目標を定めている。持続可能性の目標とリスクを監督する責任を取締役に委ねている。従業員の報酬体系に明確な持続可能性の目標とインセンティブを組み込んでいる。

10点：以下の3つの措置全てを講じている。すなわち、戦略的な持続可能性目標を定め、持続可能性の目標とリスクを監督する責任を取締役に委ね、かつ従業員の報酬体系に明確な持続可能性の目標とインセンティブを組み込んでいる。

23.金融機関の森林リスクに関する方針の導入・実施に係る行動に透明性がある

- **詳細**

金融機関の森林リスクに関する方針は、厳格に導入・実施されなければ価値はない。そこで、金融機関は、森林リスクに関する方針の導入・実施に係る行動に透明性を持たせる必要があり、そうした行動には以下を伴う必要がある。⁸⁴

- 森林破壊リスク企業や一般市民に持続可能性への期待を明確に伝える。
- 信頼性があり、透明性の高い自然生態系モニタリングシステムを利用し、森林破壊リスク企業全社のスクリーニングを定期的に行う。
- 森林破壊とそれに関連する有害な影響に組織的に関与しており、改善の見込みが低い企業とその直接・間接のサプライヤーを投融資対象から除外する。
- e 森林破壊リスク企業と協力し、その企業の事業や、その企業が関与しているサプライチェーンによる森林の転換や劣化を禁止する時間制約型の是正措置計画をまとめる。
- 融資契約書の条項に森林破壊リスク企業との合意事項を正式に記載する。
- 信頼できる独立した検証システムを通じ、合意済み行動計画の実施状況を監視する。
- 持続可能性の実績に連動した融資を用意し、さらなる措置を促す。
- 森林破壊関連の株主決議に対する議決権行使や、行動を拒否する取締役に対抗する議決権行使を行う。
- 森林破壊とその影響を防止、停止、修復するため、同業他機関、NGO、中央政府・地方自治体、その他の利害関係者と集団で行動し、一丸となって企業や政府・地方自治体に呼びかける。

- **採点**

0点：自行の森林リスク方針がどのように実施されているかを公表していない。

8.5点：森林リスク方針の実施状況の全体の概要を公表し、その中で（上記の）重要な行動の中から1~3つを記している。

10点：森林リスク方針の実施状況の詳細な概要を公表し、その中で少なくとも4つの重要な行動を詳しく記している。

24.金融機関は森林リスクに関する方針を企業グループ全体に適用している

⁸⁴ Van Gelder, J.W. and others (2020, August 27), "Funding destruction of the Amazon and the Cerrado-savannah - A Fair Finance Guide Netherlands case study on deforestation risks in soy and beef supply chains", Eerlijke Geldwijzer, online: <https://eerlijkegeldwijzer.nl/media/496074/2020-08-praktijkonderzoek-amazone.pdf>, viewed in September 2020.

- **詳細**

森林リスク・セクターで事業を行っている企業や企業グループの場合、森林破壊リスク方針を採用している金融機関から資金提供を受けることができるのは、金融機関の基準を満たしている特定の子会社や事業に限られる。ところが、資金調達を希望する会社には、金融機関の基準を満たさない（最終的には同じオーナーが所有している）子会社や姉妹会社、関連会社が他にある場合もある。その場合、金融機関が投融資を行うことは、企業グループ全体に追加の資本が投入されることを意味し、それには一部が金融機関の森林破壊リスク方針の基準を満たしていない会社も含まれることになる。

森林破壊リスク方針は、その効力を高めるため適用範囲を投融資対象の特定の企業が属する企業グループ全体にまで拡大し、その信頼性と実効性に対する懸念を払拭する必要がある。すなわち、顧客企業や投資先企業だけでなく、その子会社や親会社、姉妹会社、実質的支配者（UBO）が所有・管理する会社も金融機関の森林破壊リスク方針の基準を満たさなければならないということである。

- **採点**

0点：金融機関は顧客企業や投資先企業が属する企業グループ全体に森林破壊リスク方針を適用していない。

8.5点：金融機関は顧客企業や投資先企業が属する企業グループ全体に森林破壊リスク方針の重要な部分を適用している。

10点：金融機関は顧客企業や投資先企業が属する企業グループ全体に森林破壊リスク方針を適用している。

25. 金融機関の森林リスク産品セクターへの投融資に透明性がある

- **詳細**

金融機関は、森林リスク産品セクターで事業を展開しているどの企業（農業、プランテーション／事業管理地企業、貿易業者、加工業者、破碎業者、精製業者、食肉処理業者、消費財企業）に対して投融資を行っているかをウェブサイト上で公表すること。森林リスク産品セクターとは、牛肉、大豆、パーム油、木材、紙パルプ、ゴム、サトウキビである。この透明性は、企業名、事業展開分野、事業を行っている国や地域、投融資規模などが対象となっていることが望ましい。

金融機関は次善策として、年次報告書やウェブサイトにも、融資・引受、投資のセクター別・地域別内訳の概要を記してもよい。これは、グローバル・レポーティング・イニシアチブ（GRI）の *G4 金融サービスセクター情報開示（FSSD）* の指標 FS6 で求められている情報である。⁸⁵セクター別内訳が、例えば NACE や ISIC の最初の 4 桁の数字に基づいて十分に詳細であれば、金融機関の森林リスク産品セクターに対するエクスポージャーの良い判断材料になる。

- **採点**

0点：森林リスク産品セクターの企業への投融資について透明性を欠いている。

8.5点：地域別、規模別、業種別のポートフォリオの内訳を公表しており、その内容は十分に詳細で当該金融機関の森林リスク産品セクターのエクスポージャーを判断する良い判断材料となる。

10点：森林リスク産品セクターで事業を展開している投融資先企業名を公表している。

⁸⁵ Global Reporting Initiative (2013), "G4 Sector Disclosures - Financial Services", Amsterdam, the Netherlands: Global Reporting Initiative, p. 36, online: <https://www.globalreporting.org/Documents/ResourceArchives/GRI-G4-Financial-Services-Sector-Disclosures.pdf>

26.金融機関は、森林関連の温室効果ガス排出量や森林フットプリントなど、森林関連の影響を開示している

- 詳細

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）によれば、世界の温室効果ガス（GHG）排出量の約4分の1は農業と（農地の拡大が主な原因の）森林破壊が原因であるという。⁸⁶金融機関は森林破壊に加担しているため、融資先企業が排出する森林関連の温室効果ガスに自らが占める割合を算出し、開示することが求められる。そのためには、温室効果ガスプロトコル（スコープ1～3）⁸⁷の基準や、金融安定理事会の気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の勧告に従うのが適切である。⁸⁸金融機関の金融に係る排出量を測定する各種方法論に関しては、例えばPlatform Carbon Accounting Financials (PCAF)⁸⁹や気候変動移行評価ツールであるParis Agreement Climate Transition Assessment(PACTA)⁹⁰などが開発されている。

また、金融機関には、信頼できる方法論に基づいて、全ポートフォリオに帰属する森林フットプリントを評価し、公表することが求められる。評価対象には、取引期間中の顧客企業による森林その他の自然生態系の破壊に対する金融機関の寄与、および顧客企業の世界の森林リスク産品事業やサプライチェーン、調達地域の中で、依然として危機に晒されている地域に対する金融機関の寄与が含まれる。⁹¹

- 採点

0点：森林関連の金融に係る排出量や森林フットプリントについて情報開示をしていない。
8.5点：その投融資の一部について、森林関連の金融に係る排出量や森林フットプリントの推定値や概算値を開示している。
10点：信頼できる方法論に基づき、全ポートフォリオに帰属する森林関連の金融に係る（GHGプロトコルのスコープ1～3に準拠した）GHG排出量と森林フットプリントの計算結果を開示している。

27.金融機関と森林リスク産品セクターの企業との取引に透明性がある

- 詳細

金融機関は、森林リスク産品セクターで事業を展開している企業とどのように付き合っているかをウェブサイトで公表し、これらの企業が金融機関の方針の要件を満たしていることを確認し、問題が発生した場合に対処すること。

⁸⁶ IPCC (2014), *Climate Change 2014: Impacts, Adaptation, and Vulnerability. Part A: Global and Sectoral Aspects. Contribution of Working Group II to the Fifth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change* [Field, C.B., V.R. Barros, D.J. Dokken, K.J. Mach, M.D. Mastrandrea, T.E. Bilir, M. Chatterjee, K.L. Ebi, Y.O. Estrada, R.C. Genova, B. Girma, E.S. Kissel, A.N. Levy, S. MacCracken, P.R. Mastrandrea, and L.L. White (eds.)], Cambridge, the United Kingdom and New York, the United States: Cambridge University Press, p. 1132;

Oxfam (2014), *Standing on the sidelines. Why food and beverage companies must do more to tackle climate change*, Oxford, the United Kingdom: Oxfam GB.

⁸⁷ GHG Protocol, “Home”, online: <http://www.ghgprotocol.org/>, viewed in July 2020.

⁸⁸ TCFD (2017, June), *Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures*, Basel, Switzerland: Financial Stability Board, online: <https://www.fsb-tcdf.org/publications/final-recommendations-report/>, viewed in July 2020.

⁸⁹ PCAF (2017, December), *Paving the Way Towards a Harmonised Carbon Accounting Approach for the Financial Sector*, Utrecht, the Netherlands: Ecofys, online: <http://carbonaccountingfinancials.com/>, viewed in July 2020.

⁹⁰ 2° Investing Initiative, “Paris Agreement Capital Transition Assessment (PACTA)”, online: <https://2degrees-investing.org/resource/pacta/>, viewed in July 2020.

⁹¹ Rainforest Action Network (2020, March), “Keep Forests Standing”, online: https://www.ran.org/wp-content/uploads/2020/03/RAN_Keep_Forests_Standing_vWEB.pdf, viewed in July 2020.

これは、グローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）の G4 金融サービスセクター情報開示（FSSD）に沿ったものとなっている。これらは金融機関に対して、議決権行使に関する情報や、当該金融機関の方針に合わない（あるいは合わなくなった）投資への対処法、当該金融機関が強く求められている規範や契約条件に関する情報の提示を義務付けている。金融機関は、こうした状況下でどのように行動したか（関与や排除など）、その行動が成功したか、今後どのような措置をとるかを報告しなければならない。⁹²

同様の要件は、責任投資の文脈における *OECD 多国籍企業行動指針* の適用について説明している *機関投資家のための責任ある企業行動* に関する OECD のガイドラインにも記載されている。このガイドラインでは、投資家の公開報告書には、投資家の議決権行使状況、投資家が関与した活動・企業、特定の企業への関与の結果に関する情報を記すことが提唱されている。⁹³

- 採点

0 点：森林リスク産品セクターの企業への関与について透明性を欠いている。

8.5 点：森林リスク産品セクターの企業への関与情報を公表しているが、重要な詳細情報（企業名、関与内容、実績）が欠落している。

10 点：森林リスク産品セクターで事業を展開している企業への関与について詳細かつ包括的な情報を提供している。

28. 金融機関は、森林リスク産品セクターの企業への投融資に関する透明かつ実効的な苦情処理メカニズムを整備している

- 詳細

金融機関は、投融資先の森林リスク・セクター企業の活動によって負の影響を受ける可能性のある個人やコミュニティに利する、透明かつ実効的な業務レベルにおける苦情処理メカニズムを確立するか、またはそのようなメカニズムに参加すること。OECD の NCP（連絡窓口）のような国家主体の非司法・司法の苦情処理メカニズムが存在し、自らが関与している案件がそのような苦情処理メカニズムに持ち込まれた場合、金融機関はそのメカニズムを尊重し、誠意を持って協力すること。

国連人権高等弁務官事務所によると、国連のビジネスと人権に関する指導原則（UNGP）の指導原則 29 は、銀行に対して苦情処理メカニズムの整備、すなわち独自の苦情処理メカニズム、苦情処理メカニズムへの参加または協力を求めている。さらに、指導原則 22 では、銀行に対し、投融資先企業の活動によって負の影響を受けたコミュニティや個人を救済する責任を負うことも求めている。事業全体にわたる苦情処理メカニズム（銀行自身または他の機関が設置したもの）は救済を提供できる手段の一つであるが、その影響によっては、国家主体の司法的・非司法的メカニズムなど、苦情処理メカニズム以外の正当なメカニズムを通じた救済が最善と考えられる場合もある。苦情処理メカニズムかその他の正当なプロセスのどちらを利用するかに関しては、銀行は利害関係者の意向を尊重し、「後者の際にも誠意を持って関与する」こと。⁹⁴

⁹² Global Reporting Initiative (2013), "G4 Sector Disclosures - Financial Services", Amsterdam, the Netherlands: Global Reporting Initiative, p. 36, online: <https://www.globalreporting.org/Documents/ResourceArchives/GRI-G4-Financial-Services-Sector-Disclosures.pdf>

⁹³ OECD (2017), *Responsible business conduct for institutional investors: Key considerations for due diligence under the OECD Guidelines for Multinational Enterprises*, p. 43.

⁹⁴ UN OHCHR (2017, June 12), *Office of the High Commissioner for Human Rights response to request from BankTrack for advice regarding the application of the UN Guiding Principles on Business and Human Rights in the context of the banking sector*, Geneva, Switzerland: Office of the High Commissioner for Human Rights, p. 13-16.

OECD の NCP（連絡窓口）は、国家主体の非司法苦情処理メカニズムと考えることができる。⁹⁵したがって、金融機関は、利害関係者が苦情処理メカニズムとして OECD の NCP の利用を優先する場合には OECD の NCP に協力すること。

- 採点

0 点：透明かつ実効的な苦情処理メカニズムが整備されていないか、そのような苦情処理メカニズムに参加しておらず、また国家主体の苦情処理メカニズムに託すこともしていない。

8.5 点：OECD の NCP（連絡窓口）といった外部の苦情処理メカニズムに苦情を照会しているが、こうした苦情処理メカニズムを尊重し、誠意を持って協力することを明確にしているが、いない。

10 点：透明かつ実効的な苦情処理メカニズムを整備しているか、そのようなメカニズムに参加している。または、国家主体の苦情処理メカニズムを尊重し、誠意を持って協力することを明言している。

29. 企業やそのサプライヤーは、その事業と製品の合法性を証明するもの、特に土地取得と土地運営に関するあらゆる現行法規に準拠していることを証明するものを提出しなければならない

- 詳細

金融機関は、（できれば公的に）その事業と製品の合法性を証明するもの、特に土地取得と土地運営に関するあらゆる現行法規に準拠していることを証明するものを提出することを融資先企業に義務付けること。自社の事業や子会社・関連会社の事業については、事業を展開している国の法規によって義務付けられている許可証を全て提示できなければならない。また、自社の製品サプライヤーが、自らが生産・販売する製品に関連して必要な許可証その他の法的文書を全て揃えていることも証明できなければならない。

例えば、ブラジルでは、企業は、自社およびその直接・間接のサプライヤーが自らの事業について農村環境登録制度（Cadastro Ambiental Rural：CAR）に定められた所有権を持っていること、および森林法（法律第 12.651 号）を遵守していることを立証することが義務付けられている。また、企業は、自社の事業や直接・間接のサプライヤーの事業が、ブラジル環境・再生可能天然資源院（IBAMA）の禁輸リストや、奴隷労働に関与していることが判明した企業が掲載されている政府の公式リストに掲載されていない証明も提出しなければならない。⁹⁶さらに、これらの事業が先住民族の土地や保全地域と重なっていないことを証明しなければならない。

欧州連合（EU）で 2004 年に採択された、違法伐採を防止する新しい革新的なアプローチを確立した森林法施行・ガバナンス・取引（FLEGT）行動計画の主な目的は木材品の合法性を確認することにある。原材料の取引と利用に関する EU 内の法的合意は、こうした原材料の原産地である開発途上国のガバナンスと関係している。この行動計画は、違法木材を全体の流れから排除することで民間産業を支援するなど、一連の対策について示しているとともに、違法伐採への投資防止策を支援している。⁹⁷

⁹⁵ Rijksoverheid (n.d.), “OECD Guidelines for responsible business conduct”, online: <https://www.oecdguidelines.nl/ncp>, viewed in July 2020;

OECD (n.d.), “National Contact Points for the OECD Guidelines for Multinational Enterprises”, online: <http://www.oecd.org/investment/mne/ncps.htm>, viewed in July 2020.

⁹⁶ Secretaria Especial de Previdência e Trabalho (2020, July 24), “Combate ao Trabalho em Condições Análogas às de Escravo”, online: <https://www.gov.br/trabalho/pt-br/assuntos/fiscalizacao/combate-ao-trabalho-escravo>

⁹⁷ European Commission (n.d.), “FLEGT Regulation - FLEGT Voluntary Partnership Agreements (VPAs)”, online: <https://ec.europa.eu/environment/forests/flegt.htm>, viewed in July 2020.

2008年、米国は他国に先駆けて違法な木材やその他関連製品の輸入、販売、取引を禁止した。2008年のレイシー法改正により、輸入者は木材の種類、そして大半の木材について原産国を記さねばならず、故意であるか否かを問わず、違法な出所からの木材製品の輸入には重い罰金が科せられることになっている。⁹⁸

2013年、EU木材規則（EUTR）が施行された。「違法に伐採された木材やそれに由来する製品をEU市場で販売することを禁止する。EUの事業者（木材製品をEU市場で初めて市販する事業者）は『デューデリジェンス』を実施しなければならない。取引業者（既に市場に出回っている木材や木材製品を売買する者）は、木材のトレーサビリティを容易にするために、サプライヤーや顧客に関する情報を保存しておかなければならない。」⁹⁹

- 採点

0点：事業や製品の合法性および土地取得や土地運営に関するあらゆる現行法規の遵守に関する方針を定めていない。

8.5点：事業や製品の合法性に関する方針を定めているが、土地取得や土地運営に関するあらゆる現行法規遵守の証明を義務付けていない。

10点：事業や製品の合法性を証明すること、特に土地取得や土地運営に関するあらゆる現行法規遵守を証明することをはっきりと義務付ける方針を定めている。または、この要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。

30. 企業やそのサプライヤーは、サプライチェーンの透明性とトレーサビリティを確保しなければならない

- 詳細

金融機関は、サプライチェーンの透明性を確保し、購入、加工、販売される全ての森林リスク産品が、サプライヤーの特定の農場、プランテーション、または土地に根ざした事業にまで遡ることができるような時間制約型計画を立てることを投融資先企業に義務付けること。この要件は、企業の子会社および直接・間接のサプライヤーにも適用すること。つまり、ブラジルの畜牛部門で事業を行っている、または畜牛部門から調達を行っている企業にとっては、サプライチェーン内の全ての中間業者のGTAを通じて完全なトレーサビリティを実現できるようにするという他にない。

森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ（NDPE）の方針を採用している多くの企業は、直接のサプライヤー、加工施設を持つ間接サプライヤー、原材料生産者を含むサプライヤーの詳細なリストを公開し、サプライチェーンの透明性を高めている。¹⁰⁰

- 採点

0点：サプライチェーンの透明性とトレーサビリティに関する方針を定めていない。

8.5点：サプライチェーンの透明性とトレーサビリティに関する方針を定めているが、例外を認めているか、またはサプライチェーンの透明性とトレーサビリティが何を意味するのかが明確ではない。

⁹⁸ US Department of Agriculture (n.d.), "Lacey Act", online: https://www.aphis.usda.gov/aphis/ourfocus/planthealth/import-information/SA_Lacey_Act, viewed in July 2020.

⁹⁹ European Commission (n.d.), "What does the law say?", online: https://ec.europa.eu/environment/eutr2013/what-does-the-law-say/index_en.htm, viewed in July 2020.

¹⁰⁰ Chagas, T. and others (2018, June 26), "Impacts of Supply Chain Commitments on the Forest Frontier", Tropical Forest Alliance 2020, p. 18, online: <https://climatefocus.com/sites/default/files/20180626%20WP2%20Report.pdf>, viewed in July 2020.

10点：サプライチェーンの全容を公開し、直接・間接のサプライヤーの農園、プランテーション、または土地に根ざした事業の完全なトレーサビリティを確保することを企業に義務付ける方針を定めている。また、購入、加工、販売する森林リスク産品を、サプライヤーの特定の事業に遡って公に追跡できるようにすることを企業に義務付けている。

31. 企業やそのサプライヤーは、自社の管理下にある全ての事業管理地と農場の位置を示した地図を公表しなければならない

● **詳細**

金融機関は、投融資先企業に対し、自社、その子会社、直接・間接のサプライヤーの管理下にあるあらゆる事業管理地と農場の位置を示した地図の公表を義務付けること。これらの地図には、特定保全地域、森林、泥炭地、コミュニティの土地と植栽地の位置、広さ（ヘクタール）、生産量に関する情報を付記すること。企業は、前記の地図とそれに付随する情報をインターネット上に公開するだけでなく、企業の事業によって影響を受ける恐れのある先住民コミュニティや慣習地の権利を有するコミュニティと迅速かつ適切な方法で当該情報が共有されるようにすること（基準11と12を参照）。

● **採点**

0点：事業管理地の地図に関する方針を定めていない。

8.5点：企業に事業管理地の地図の公表を推奨しているが、表だって公表を義務付けているわけではないか、または子会社や直接・間接のサプライヤーは例外としている。

10点：企業に対し、自社、子会社や直接・間接のサプライヤーの管理下にある全ての事業管理地や農場の位置を示した地図の公表をはっきりと義務付ける方針を定めている。または、この要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。

32. 企業は、新規事業を開始したり、事業を拡大したりする場合は社会・環境影響評価を公表しなければならない

● **詳細**

金融機関は、新規事業を開始する、または既存事業を拡大する投融資先企業に対し、生物多様性、水、土壌、コミュニティへの影響を総合的に評価した環境・社会影響評価の公表を義務付けること。評価には、様々なサプライヤーからの調達に関連した新規事業の間接的影響も含めること。湿潤熱帯地域におけるパーム油、紙パルプ、産品開発の場合、高炭素貯留アプローチ（HCSA）を用いるとともに、評価はALSのライセンスを有する評価者が統合型HCV-HCS評価マニュアルを用いて行わなければならない。独立した小規模農家は簡略版HCSA方法論を用いてもかまわない。

このような影響評価の基準には、生物多様性条約（CBD）が発行した生物多様性を組み入れた環境影響評価のための自主ガイドラインがある。¹⁰¹このガイドラインでは、環境影響評価に自然の基準をどのように含めることができるかについて明確に説明されている。また、2004年 Akwé: Kon ガイドラインは、開発の実施が提案されている土地が、聖地、先住民族や地域コミュニティが伝統的に占拠または使用してきた土地や水域に影響を与える可能性のある場合の文化・環境・社会的影響評価の指針について規定している。¹⁰²グローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）も2016年にGRI 304：生物多様性を発表している。¹⁰³

- 採点

0点：社会・環境影響評価に関する方針を定めていない。

8.5点：企業が新規事業を開始する際や事業拡大を行う際には、社会・環境影響評価を行うことを求める方針を定めているが、評価の結果の公表を企業に義務付けていないか、または特定の種類の企業や状況について例外が設けられている。

10点：新規事業を開始する企業や事業を拡大する企業に対し社会・環境影響評価を公表することをはっきり義務付ける方針を定めている。または、この要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。

33.企業やそのサプライヤーは、汚職、贈収賄、金融犯罪に関与してはならない

- 詳細

汚職は、政治、社会、環境に重大な負の結果をもたらす。例えば政治面では汚職は法の支配発展の大きな障害となる。私利私欲のために職権を乱用する人が大勢いると政府の代表者はその正当性を失う。贈収賄や汚職により政治制度に対する国民の信頼は失墜し、不満や無関心を招く。民主的に選ばれたか否かを問わず、指導者は監視されることなく国の資産を私的に流用するようになる。また、汚職が当たり前になれば、正直で有能な民間人は国外に出ていく。¹⁰⁴森林リスク・セクターでは、汚職は、利権や許認可を得るため、あるいは関連法規に関する行政の統制回避に利用される可能性もある。すなわち、汚職は法の執行と社会・環境の利益の保護を脅かすものである。

金融機関は、投融資先企業に対し、自社が汚職、贈収賄、金融犯罪に関与しないように、明確な汚職・贈収賄禁止方針を実施することを義務付けること。この要件は、企業の子会社および直接・間接のサプライヤーにも適用すること。

¹⁰¹ Slootweg, R. and others (2006, April), "Biodiversity in EIA and SEA - Voluntary Guidelines on Biodiversity-Inclusive Impact Assessments", Convention on Biological Diversity, online: <https://www.cbd.int/doc/publications/imp-bio-eia-and-sea.pdf>, viewed in July 2020.

¹⁰² Convention on Biological Diversity (n.d.), "Akwé: Kon guidelines", online: <https://www.cbd.int/traditional/guidelines.shtml>, viewed in July 2020.

¹⁰³ Global Reporting Initiative (2016), "GRI 304: Biodiversity 2016", online: <https://www.globalreporting.org/standards/gri-standards-download-center/gri-304-biodiversity-2016/>, viewed in July 2020.

¹⁰⁴ Transparency International (n.d.), "What is corruption?", online: <https://www.transparency.org/what-is-corruption>, viewed in July 2020.

汚職に関する主な国際基準には、汚職やマネーロンダリングを防止するための最低基準が盛り込まれ 140 カ国が署名している腐敗の防止に関する国連条約（国連汚職防止条約・UNCAC）（2004 年）¹⁰⁵、外国公務員に対する贈賄を犯罪とすることを各国に義務づけている OECD の国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約（1999 年）がある。¹⁰⁶更に OECD の多国籍企業行動指針¹⁰⁷、国連のグローバル・コンパクト¹⁰⁸、持続可能な開発目標（SDGs）の目標 16: 平和と公正をすべての人になどもこれらの基準に触れられている。この目標 16 には、あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させるという目標もある。また、あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させるという目標もあり、このことも汚職のない公共機関の重要性を裏付けている。¹⁰⁹

- 採点

0 点：投融資先企業の汚職防止方針に関する方針を定めていない。

8.5 点：汚職に関する方針を定めているが、この方針は、投融資先企業に何を求めているのかについてそれほど具体的ではないか、または、直接・間接のサプライヤーが対象となっていない。

10 点：企業、その直接・間接のサプライヤーに対し、汚職、贈賄、金融犯罪に関わらないようにする明確な汚職防止方針を導入することをはっきりと義務付ける方針を定めている。

34. 企業やそのサプライヤーは、事業を展開している国の税法規の文言と精神を遵守しなければならず、また、租税回避のみを目的として企業構造を構築してはならない

- 詳細

各民主主義社会にとって、税収は、医療、教育、インフラ、社会保障などの公費負担に不可欠なものである。開発援助による収入や原材料の輸出から得られる収入よりも、公正な税制の方が健全で民主的な社会の発展に貢献することは研究で明らかになっている。結局のところ、増税するためには、有能で信頼できる行政の構築が必要であり、逆に言えば、納税しなければならぬ民間人は、行政に対してより多くを期待し、これまで以上に行政に関わる。

「代表権なくして課税なし」という格言の通り、民主主義的な発展と税収増を目指すことは密接に関係していることが多い。¹¹⁰

金融機関は、事業展開している国の税法規の文言と精神の両方を遵守することを投融資先企業に義務付けること。実体があり、その利益が現地の経済活動から生み出される場合を除き、企業は法人税がゼロの地域、または法人税実務に弊害がある地域に子会社、支店、関連会社を設立してはならない。この要件は、企業の子会社および直接・間接のサプライヤーにも適用すること。

¹⁰⁵ UNODC (n.d.), “United Nations Convention against Corruption”, online: <https://www.unodc.org/unodc/en/corruption/uncac.html>, viewed in July 2020.

¹⁰⁶ OECD (n.d.), “OECD Convention on Combating Bribery of Foreign Public Officials in International Business Transactions”, online: <http://www.oecd.org/corruption/oecdantibriberyconvention.htm>, viewed in July 2020.

¹⁰⁷ OECD (2011), “OECD Guidelines for Multinational Enterprises - 2011 Edition”, online: <http://www.oecd.org/daf/inv/mne/48004323.pdf>, viewed in July 2020.

¹⁰⁸ UN Global Compact (n.d.), “Homepage”, online: <https://www.unglobalcompact.org/>, viewed in July 2020.

¹⁰⁹ United Nations (n.d.), “Sustainable Development Goal 16”, online: <https://sustainabledevelopment.un.org/sdg16>, viewed in July 2020.

¹¹⁰ IMF (2014), “IMF Policy Paper - Spillovers in International Corporate Taxation”, Washington D.C., United States: International Monetary Fund.

税務問題の重要な基準としては、税制の近代化と多国籍企業による租税回避の防止¹¹¹を目指した OECD の行動計画¹¹²である税源浸食と利益移転 (BEPS)、 OECD の多国籍企業行動指針、税金対策を行っている投資先企業に関してその理由や関わり方について投資家の指針となる、責任投資原則の法人税責任に関するエンゲージメント・ガイダンスがある。¹¹³

- 採点

0点：投融資先企業の租税対策に関する方針を定めていない。

8.5点：脱税や租税回避に関する方針を定めているが、この方針は、投融資先企業に何を求めているのかについてそれほど具体的ではないか、または、直接・間接のサプライヤーが対象となっていない。

10点：企業やその直接・間接のサプライヤーに対し、事業を展開している国の税法規の文言と精神を遵守することをはっきりと義務付ける方針を定めている。または、この要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。

35. 企業やそのサプライヤーは、グループ構造と国別データを公表しなければならない

- 詳細

企業が租税回避や脱税に関与しているかどうかを見極めるため、金融機関は、森林リスク・セクターの企業に対し、間接所有や共同所有を含めグループ全体の構造を公表することを義務付けること。企業は、法人税がゼロの地域、または法人税実務に弊害がある地域にある全ての子会社、支店、合併事業、関連会社について活動内容や機能、最終的な株主についての説明を公表すること。また、金融機関は、森林リスク・セクター企業に対し、国別の収入、利益、FTE、政府から受け取った補助金、政府への納付金（例：源泉徴収税、事業管理地代、法人税）の報告を義務付けること。この要件は、企業の子会社および直接・間接のサプライヤーにも適用すること。

2016年、欧州委員会 (EC) は、「事業を展開している国ごとの利益と納税額の年次報告書の発行を多国籍グループに義務付ける指令案 (国別報告書) を採択した。この報告書により、市民は多国籍企業の税務戦略を評価し、各国の福祉にどれだけ貢献しているかが分かるようになる。」¹¹⁴

グローバル・レポート・イニシアチブ (GRI) の G4 サステナビリティ・レポート・ガイドラインでは、「収入、運営費、人件費、寄付金、その他コミュニティへの投資、内部留保、出資者への支払いや政府への納付など、創出・分配された直接的な経済的価値」について報告することが企業に義務付けられている。この最後のカテゴリでは、「国際レベル、国内レベル、地方レベルで納付される全ての法人税と関連の違約金について報告すること、(中略) 複数の国で事業を展開している組織の場合は国別の納税額を報告すること」が要請されている。¹¹⁵

- 採点

¹¹¹ OECD (n.d.), "About BEPS", online: <http://www.oecd.org/tax/beps-about.htm>, viewed in July 2020.

¹¹² OECD (2011), "OECD Guidelines for Multinational Enterprises - 2011 Edition", online: <http://www.oecd.org/daf/inv/mne/48004323.pdf>, viewed in July 2020.

¹¹³ Karananou, A. and A. Guha (2015), "Engagement Guidance on Corporate Tax Responsibility: Why and how to engage with your investee companies", Paris, France: PRI Association, p. 7.

¹¹⁴ European Commission (2016, April), "Proposal for a directive on corporate tax transparency (country-by-country reporting)", online: https://ec.europa.eu/info/publications/proposal-directive-corporate-tax-transparency-country-country-reporting_en, viewed in July 2020.

¹¹⁵ GRI (2016), *GRI 201: Economic Performance 2016*, Global Reporting Initiative, p. 6 and p. 12.

- 0点：グループ構造や国別のデータの公表を投融資先企業に義務付けていない。
- 8.5点：グループ構造や国別のデータの公表を投融資先企業に義務付けているが、必要なデータについてあまり具体的ではないか、または会社の直接・間接のサプライヤーについて言及していない。
- 10点：企業やその直接・間接のサプライヤーに対し、グループ構造や国別のデータの公表をはっきりと義務付け、どのデータを公表すべきかを具体的に記した方針を定めている。